

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社みんなのウェディング

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月13日に関東財務局長に提出し、平成26年 3 月14日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成26年 2 月17日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年 3 月 4 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集850,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し851,600株（引受人の買取引受による売出し629,700株・オーバーアロットメントによる売出し221,900株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年 3 月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、9,000株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【募集の方法】

平成26年 3 月12日に決定された引受価額（2,576円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,800円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金いたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「1,051,790,000」を「1,094,800,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,051,790,000」を「1,094,800,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- （注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,800」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,576」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「1,288」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき2,800」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,580円～2,800円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,800円と決定いたしました。
なお、引受価額は2,576円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,800円）と会社法上の払込金額（2,193円）及び平成26年3月12日に決定された引受価額（2,576円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,288円（増加する資本準備金の額の総額1,094,800,000円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,576円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
（略）

（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成26年3月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,576円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき224円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成26年3月12日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

- 「払込金額の総額（円）」の欄：「2,103,580,000」を「2,189,600,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「2,089,580,000」を「2,175,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,175,600千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限571,614千円と合わせて、当社の認知度向上及びユーザー数増加等を図るため広告宣伝費や販売促進費として平成26年9月期に75,000千円、平成27年9月期に320,000千円、平成28年9月期に395,000千円を充当する予定であります。

また、クライアントにロコミ分析機能等を提供するため支払手数料として平成26年9月期に40,000千円、平成27年9月期に90,000千円、平成28年9月期に100,000千円を充当する予定であります。

その他、優秀な人材を採用し、また、社員の教育研修を行うため採用教育費として平成27年9月期に60,000千円、平成28年9月期に35,000千円を充当する予定であります。

残金は、本社移転(内装工事、保証金等)、及び戦略的な事業規模拡大の資金(新規事業、新規サービス等)等に充当する予定ですが、現時点では、具体的な内容、金額等で決定したものではありません。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成26年3月12日に決定された引受価額(2,576円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,800円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：

「1,693,893,000」を「1,763,160,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,693,893,000」を「1,763,160,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「2,800」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「2,576」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき2,800」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき224円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年3月12日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「596,911,000」を「621,320,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「596,911,000」を「621,320,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,800」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき2,800」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成26年3月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飯尾慶介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 221,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,193円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 285,807,200円（1株につき金1,288円） 増加する資本準備金の額 285,807,200円（1株につき金1,288円）
(4)	払込期日	平成26年4月22日（火）

（注） 割当価格は、平成26年3月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（2,576円）と同一であります。

（以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年9月20日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

（1）親引け先の状況等

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、73,900株を上限として、平成26年3月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 9,000株」に訂正

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、平成26年3月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（2,800円）と同一であります。

（4）親引け後の大株主の状況

＜欄外注記の訂正＞

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年2月17日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 3 月
(第 1 回訂正分)

株式会社みんなのウェディング

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月 4 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年 2 月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 850,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年 3 月 4 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し851,600株（引受人の買取引受による売出し629,700株・オーバーアロットメントによる売出し221,900株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、73,900株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

4. 上記とは別に、平成26年 2 月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成26年 3 月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成26年 3 月 4 日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,193円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：

「1,008,780,000」を「1,051,790,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「1,008,780,000」を「1,051,790,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（2,580円～2,800円）の平均価格（2,690円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,286,500,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「2,193」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,580円以上2,800円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年3月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
①ビジネスモデルが評価できること。
②新しい課金モデルの寄与により、今後の収益拡大が期待できること。
③プライマル市場において競争環境の継続が予想されること。
以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は2,580円から2,800円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(2,193円)及び平成26年3月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 引受価額が会社法上の払込金額(2,193円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数:「未定」を「野村證券株式会社658,200、大和証券株式会社44,300、SMB C日興証券株式会社29,500、みずほ証券株式会社29,500、いちよし証券株式会社29,500、SMB Cフレンド証券株式会社29,500、株式会社SBI証券29,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 上記引受人と発行価格決定日(平成26年3月12日)に元引受契約を締結する予定であります。
 - 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- (注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「2,017,560,000」を「2,103,580,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄:「2,003,560,000」を「2,089,580,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,580円~2,800円)の平均価格(2,690円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額2,089,580千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限549,158千円と合わせて、当社の認知度向上及びユーザー数増加等を図るため広告宣伝費や販売促進費として平成26年9月期に75,000千円、平成27年9月期に320,000千円、平成28年9月期に395,000千円を充当する予定であります。

また、クライアントにロコミ分析機能等を提供するため支払手数料として平成26年9月期に40,000千円、平成27年9月期に90,000千円、平成28年9月期に100,000千円を充当する予定であります。

その他、優秀な人材を採用し、また、社員の教育研修を行うため採用教育費として平成27年9月期に60,000千円、平成28年9月期に35,000千円を充当する予定であります。

残金は、本社移転(内装工事、保証金等)、及び戦略的な事業規模拡大の資金(新規事業、新規サービス等)等に充当する予定であります。現時点では、具体的な内容、金額等で決定したものではありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:

「1,624,626,000」を「1,693,893,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「1,624,626,000」を「1,693,893,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

3. 売出価額の総額は、仮条件（2,580円～2,800円）の平均価格（2,690円）で算出した見込額であります。
 5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「572,502,000」を「596,911,000」に訂正
 「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「572,502,000」を「596,911,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

5. 売出価額の総額は、仮条件（2,580円～2,800円）の平均価格（2,690円）で算出した見込額であります。
 6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飯尾慶介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 221,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,193円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成26年4月22日（火）

（注） 割当価格は、平成26年3月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注） 1. の全文及び 2. の番号削除
 （以下省略）

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年9月20日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	みんなのウェディング従業員持株会（理事長 新井 誠史） 東京都中央区銀座三丁目15番10号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、73,900株を上限として、平成26年3月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成26年3月12日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
Globis Fund III, L.P.	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	1,599,000	22.82	1,359,200	17.30
株式会社ディー・エ ヌ・エー	東京都渋谷区渋谷二丁目 21番1号	1,149,000	16.40	1,034,100	13.16
穂田 誉輝	東京都港区	999,000	14.26	999,000	12.71
飯尾 慶介	千葉県船橋市	1,035,000 (75,000)	14.77 (1.07)	940,000 (75,000)	11.96 (0.95)
YJ1号投資事業組合	東京都港区赤坂九丁目7 番1号	666,000	9.50	599,400	7.63
Globis Fund III(B), L.P.	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	447,000	6.38	380,000	4.84
コアピープル投資事業 有限責任組合	東京都港区赤坂二丁目23 番1号	264,000	3.77	237,600	3.02
佐々木 聡晃	東京都足立区	165,000 (132,000)	2.35 (1.88)	165,000 (132,000)	2.10 (1.68)
新井 普之	東京都調布市	159,000 (159,000)	2.27 (2.27)	159,000 (159,000)	2.02 (2.02)
中村 義之	東京都中央区	168,000 (18,000)	2.40 (0.26)	158,000 (18,000)	2.01 (0.23)
計	二	6,651,000 (384,000)	94.91 (5.48)	6,031,300 (384,000)	76.75 (4.89)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年2月17日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年2月17日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（73,900株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成26年 2 月



株式会社みんなのウェディング

Minnano Wedding Co., Ltd.

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,864,050千円（見込額）の募集及び株式1,624,626千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式572,502千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年2月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社みんなのウェディング

東京都中央区銀座三丁目15番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

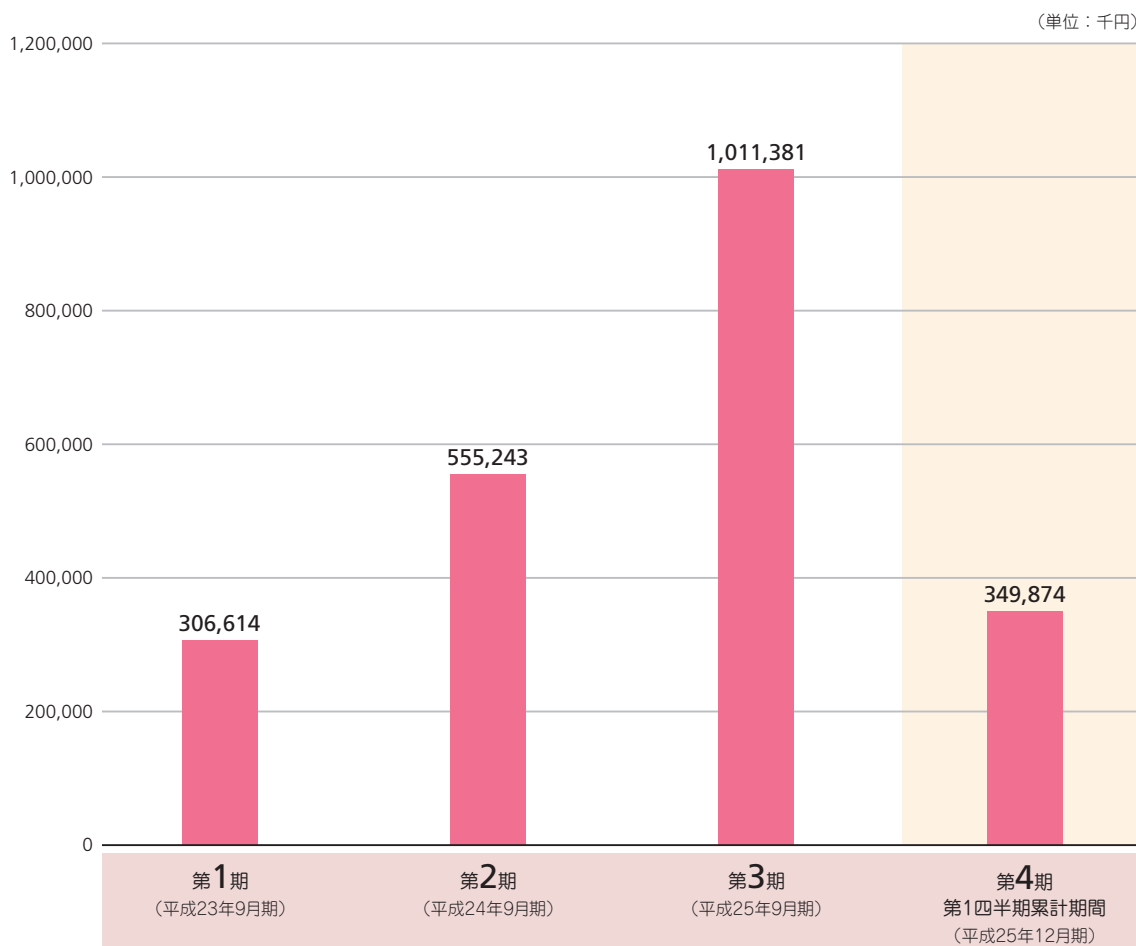
1. 事業の概況

当社は、「みんなの願いを一緒に実現する会社」を経営理念として掲げ、「みんなが願う結婚式のすべてを実現すること」をウェディング事業ミッションとし、花嫁・花婿の視点に立って、花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げるための口コミ情報等の結婚関連情報提供事業を行っております。結婚式場やそれぞれの結婚式場の口コミ、実際の費用明細などウェディングに関する情報を提供する「みんなのウェディング事業」と、多様化するウェディングスタイルを実現する支援を行う「その他事業」から構成されております。

なお、当社は、結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、事業ごとにサービスについて記載しております。

■売上高の推移

当社が収受する報酬等は、主に、当社の運営するウェブサイトへの掲載期間にわたって毎月収受する掲載料等のストックの収入と、ユーザーのアクションに基づく成果報酬や結婚式施行時に収受する成約報酬等のフローの収入、広告料等から構成されます。



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 事業の内容

(1) みんなのウェディング事業について

みんなのウェディング事業は、式場紹介・口コミサイトである「みんなのウェディング」「みんなのファミリーウェディング」「ふたりのウェディング」を展開し、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、また、ウェディングに関する様々な情報を、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿に対してインターネットを通じて提供しております。

みんなのウェディング事業の主なサイトサービス内容は以下の3つです。

みんなの ウェディング みんなのウェディング

「みんなのウェディング」は、国内の結婚式場データとユーザーから投稿される「口コミ」や「実際の費用明細」等から構成される結婚式場選びの口コミサイトです。実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿や結婚式の参列者等により投稿される結婚式場の口コミ情報に加え、結婚式場の実際の費用明細等を掲載し、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう支援しております。また、結婚準備について様々な相談が可能な「相談広場」、複雑で多岐に渡る結婚準備の「やることリスト」管理機能等、結婚準備から新生活準備まで便利な機能が利用できるサービスを提供しております。



(サイトイメージ)

みんなの ファミリーウェディング みんなのファミリー ウェディング

「みんなのファミリーウェディング」は、おめでた婚やさずかり婚の花嫁・花婿や、まだ結婚式を挙げていない出産後の花嫁・花婿に向けたサイトです。

結婚式の準備や新生活の準備に加え、母親となることの準備により、また、出産後の育児により、結婚式を挙げることを躊躇していたり、あきらめたりしている花嫁・花婿に向けて、家族でかなえる結婚式のノウハウを紹介すると同時に、このような結婚式特有のニーズに沿ったサービスを備えている結婚式場を紹介しております。



(サイトイメージ)

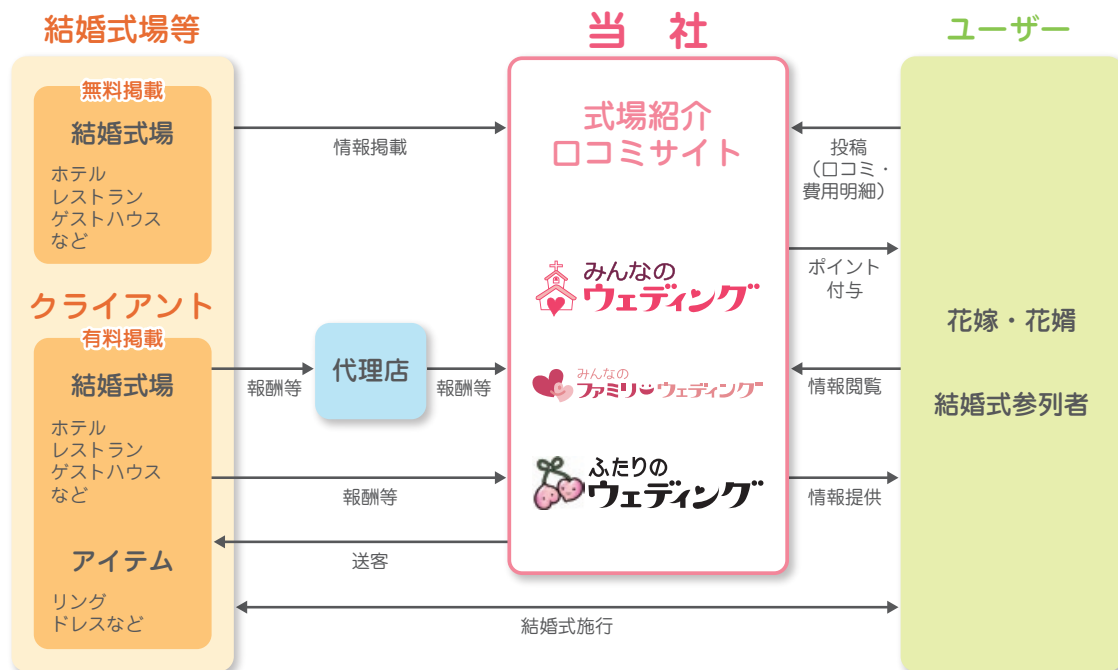
近年のライフスタイルの変化は、婚礼ニーズにも「個性化」「多様化」を生み出し、従来型の大人数での結婚式に意義を見出さず、家族や身近な友人のみを招くような少人数スタイルの結婚式が注目を集めています。

「ふたりのウェディング」は、このようなユーザーが求める結婚式のスタイルを「スモール婚」と定義し「衣装付き挙式のみプラン」や「挙式後の少人数での会食」といったスモール婚の情報提供しております。



(サイトイメージ)

① みんなのウェディング事業の事業モデル



- (i) 当社は、ホテルやレストラン、ゲストハウス等の結婚式場や、リングやドレス等のアイテム業者等から当社の展開する「みんなのウェディング」「みんなのファミリーウェディング」「ふたりのウェディング」等のウェブサイトへ結婚式場情報や広告の掲載を受けます。
- (ii) 当社は有料掲載結婚式場に対して、専用電話番号や口コミ返信機能等、直接ユーザーとコミュニケーションをとることができ、集客につながる機能を提供します。
- (iii) 当社は有料掲載結婚式場から掲載料や成果報酬、成約報酬を受受し、広告を掲載しているアイテム業者等から広告料を受受します。
- (iv) 結婚式を挙げた花嫁・花婿や結婚式の参列者から、結婚式場に関する口コミや費用明細の投稿を受けます。
- (v) 当社は投稿された口コミを会員規約や投稿ガイドラインに照らして審査を行い、審査を通った口コミを採用された口コミの投稿者に対して、ポイントを付与します。
- (vi) これから結婚式を検討している花嫁・花婿は、当社のウェブサイトへ掲載された結婚式場情報や口コミ、費用明細等を参考に結婚式場を選び、当社のウェブサイトから結婚式場へ問い合わせを行うことができます。

(a) 掲載料……当社と契約している有料掲載結婚式場から対価として毎月收受する報酬であります。

(b) 成果報酬……当社のウェブサイトの掲載情報を基にユーザーが起こしたアクションに応じて当社が有料掲載結婚式場から收受する報酬であります。

(c) 成約報酬……ユーザーが当社を介して有料掲載結婚式場で結婚式を施行した際に收受する報酬であります。

(d) 広告料……当社のウェブサイトに掲載する広告の対価として收受する報酬であります。

みんなのウェディング事業では、結婚式場へ見学に行った方や実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿、結婚式の参列者からの口コミ投稿を掲載しており、これから結婚式を行う花嫁・花婿にとって有意義なものとなるように、花嫁・花婿の視点に立ったサービスを提供しております。具体的には、記載内容の具体性と充実化を図るため、口コミ投稿の文字数を300文字以上とし、また、投稿内容が中立的なものとなるように当社の定める投稿ガイドラインに沿った審査を行っております。また、実際に結婚式場が花嫁・花婿に提示した費用明細を掲載しております。

[illegible]

「みんなのウェディング」サイトの月間ユニークユーザー数と有料掲載結婚式場数の推移は次のとおりであります。

(単位：千人)

年月	人数 (千人)
平成22年 12月	455
平成23年 3月	568
平成23年 6月	578
平成23年 9月	736
平成23年 12月	651
平成24年 3月	739
平成24年 6月	751
平成24年 9月	919
平成24年 12月	751
平成25年 3月	1,035
平成25年 6月	1,378
平成25年 9月	2,157
平成25年 12月	2,093

(単位: 件)

年次	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
平成22年	463												
平成23年		535	623	693	779	838							
平成24年						959	1,091	1,153	1,211				
平成25年										1,341	1,368	1,374	

有料掲載結婚式場数：「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数をいいます。

(2) その他事業について

その他事業として、結婚式場選びに迷っている花嫁・花婿に対してアドバイザーが相対で二人の希望に合った結婚式場を紹介するサービスや、従来の結婚式に捉われないオリジナリティある結婚式を望む花嫁・花婿の希望を実現するサービスを展開しております。



Brideal

「Brideal」は、自由な発想の結婚式支援サイトを展開し、結婚式を挙げないナシ婚層が結婚式を挙げることを支援するサービスです。



(Bridealにて施行した結婚式事例)



(サイトイメージ)

みんなの
ウェディング相談デスク
みんなのウェディング
相談デスク

「みんなのウェディング相談デスク」は、専門のアドバイザーによる結婚式場選びを希望する花嫁・花婿に対するサービスです。



(店舗内イメージ)

(3) 今後の事業展開の方針

当社は、「みんなの願いを一緒に実現する会社」を経営理念とし、「みんなが願う結婚式のすべてを実現すること」をウェディング事業ミッションとして、事業を展開しております。ウェディングに対する考え方は多様化してきており、必ずしも全ての花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げられていない状況がある中、当社が果たす役割は大きく、多様化しているニーズに対応した当社の結婚関連情報提供事業の成長余力はまだまだ大きいものと考えております。

このような状況の下、当社は、更なる成長、企業規模の拡大を図り、当面の間、多くの花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう結婚関連情報提供サービスの深化と展開を目指してまいります。

多様化するニーズに応えるため、当社は常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しています。今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、既存ユーザーへの付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

3. 業績等の推移

■主要な経営指標等の推移

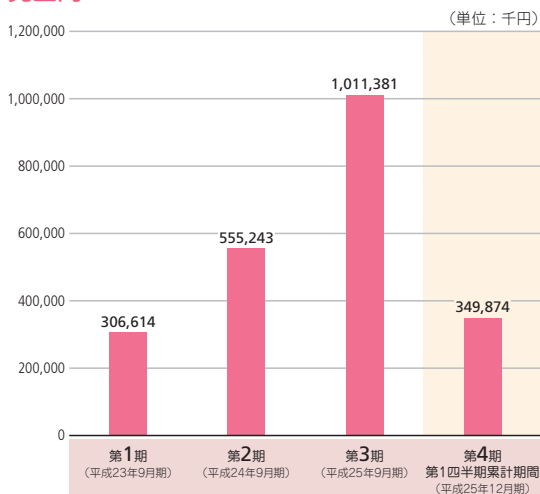
(単位：千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期第1四半期
決 算 年 月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成25年12月
売上高	306,614	555,243	1,011,381	349,874
経常利益又は経常損失(△)	△55,663	70,598	175,932	101,541
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△55,958	60,967	109,869	62,267
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—
資本金	111,700	111,700	123,740	123,740
発行済株式総数 (株)	普通株式 483 A種優先株式 1,445	普通株式 483 A種優先株式 1,445	普通株式 1,392 A種優先株式 770	普通株式 6,486,000
純資産額	155,118	216,086	350,035	412,303
総資産額	193,614	315,874	536,251	565,404
1株当たり純資産額 (円)	△37,849.32	29.46	61.69	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△116,317.97	42.08	35.80	11.68
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.1	68.4	65.3	72.9
自己資本利益率 (%)	—	32.8	38.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	101,543	160,690	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△86,009	△88,559	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	24,080	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	120,054	216,265	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	22 (3)	50 (4)	77 (4)	— (—)

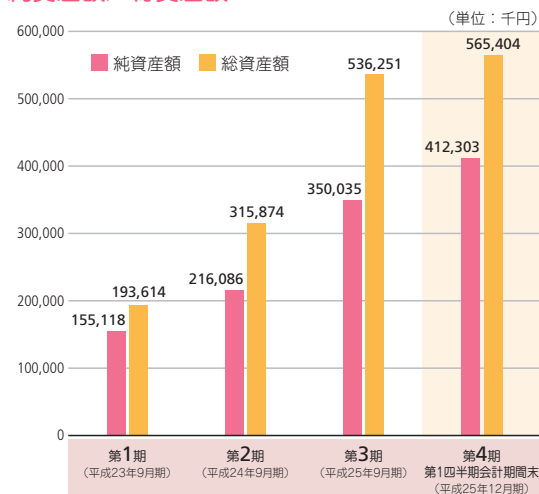
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんが、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 当社は平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は普通株式6,486,000株となっております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また第1期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第1期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 当社は第2期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員(契約社員を含みます。)であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員(人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含みます。)の年間の平均雇用人員(1日7.5時間換算)であります。
11. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については当該監査を受けておりません。なお、第4期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
12. 第2期、第3期及び第4期第1四半期の経常利益及び当期(四半期)純利益増加の主要因は、当社が運営するウェブサイトの有料掲載結婚式場数が増加したこととあります。
13. 当社が発行するA種優先株式のすべてについて、A種優先株主による取得請求権の行使により、当社はその対価として当社普通株式を発行しております。当社が取得したA種優先株式について、平成24年12月26日開催の取締役会、平成25年4月11日開催の取締役会及び平成25年11月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、消却を行っております。
14. 当社は第2期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
15. 第4期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第4期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第4期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
16. 当社は平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期第1四半期
決 算 年 月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	△12.62	29.46	61.69	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△38.77	42.08	35.80	11.68
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)

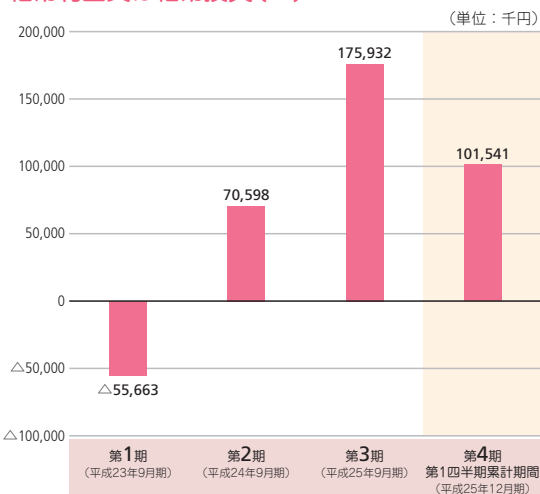
売上高



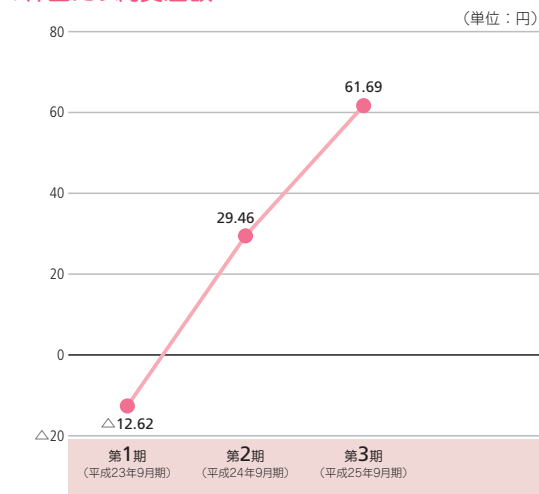
純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失(△)

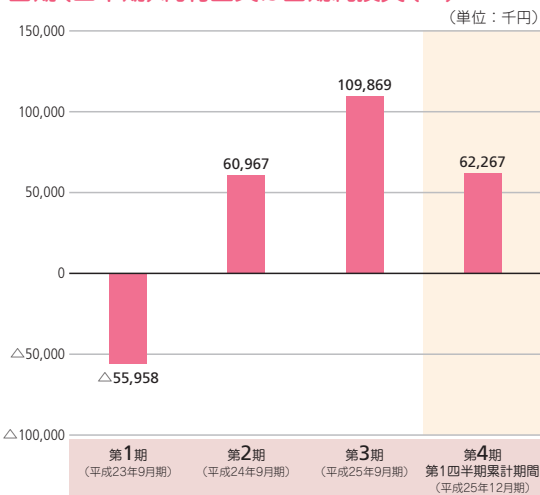


1株当たり純資産額

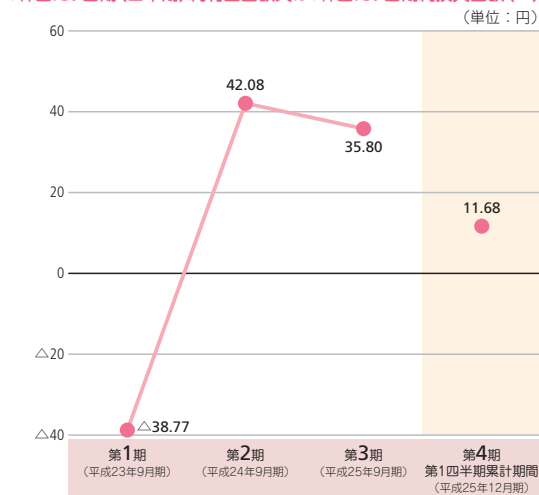


(注) 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	23
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	44
3. 配当政策	44
4. 株価の推移	44
5. 役員の状況	45
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	47

第5	経理の状況	53
1.	財務諸表等	54
(1)	財務諸表	54
(2)	主な資産及び負債の内容	80
(3)	その他	81
第6	提出会社の株式事務の概要	82
第7	提出会社の参考情報	83
1.	提出会社の親会社等の情報	83
2.	その他の参考情報	83
第四部	株式公開情報	84
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	84
第2	第三者割当等の概況	89
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	89
2.	取得者の概況	90
3.	取得者の株式等の移動状況	91
第3	株主の状況	92
	〔監査報告書〕	94

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 2 月17日
【会社名】	株式会社みんなのウェディング
【英訳名】	Minnano Wedding Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯尾 慶介
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座三丁目15番10号
【電話番号】	03-3549-0211
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 新井 普之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目15番10号
【電話番号】	03-3549-0260
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 新井 普之
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,864,050,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,624,626,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 572,502,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	850,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

（注）1. 平成26年2月17日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成26年3月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、73,900株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、平成26年2月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成26年3月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成26年3月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	850,000	1,864,050,000	1,008,780,000
計（総発行株式）	850,000	1,864,050,000	1,008,780,000

（注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年2月17日開催の取締役会決議に基づき、平成26年3月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,580円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,193,000,000円となります。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成26年3月14日(金) 至 平成26年3月19日(水)	未定 (注) 4.	平成26年3月24日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年3月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年3月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年3月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年3月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成26年2月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成26年3月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成26年3月25日(火)（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、平成26年3月5日から平成26年3月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 笹塚支店	東京都渋谷区笹塚一丁目55番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、平成26年3月 24日までに払込取扱場 所へ引受価額と同額を 払込むことといたしま す。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	850,000	—

(注) 1. 平成26年3月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年3月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,017,560,000	14,000,000	2,003,560,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,580円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,003,560千円については、「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限526,701千円と合わせて、当社の認知度向上及びユーザー数増加等を図るため広告宣伝費や販売促進費として平成26年9月期に75,000千円、平成27年9月期に320,000千円、平成28年9月期に395,000千円を充当する予定であります。

また、クライアントにロコミ分析機能等を提供するため支払手数料として平成26年9月期に40,000千円、平成27年9月期に90,000千円、平成28年9月期に100,000千円を充当する予定であります。

その他、優秀な人材を採用し、また、社員の教育研修を行うため採用教育費として平成27年9月期に60,000千円、平成28年9月期に35,000千円を充当する予定であります。

残金は、本社移転（内装工事、保証金等）、及び戦略的な事業規模拡大の資金（新規事業、新規サービス等）等に充当する予定であります。現時点では、具体的な内容、金額等で決定したものではありません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年3月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	629,700	1,624,626,000	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund III, L.P. 239,800株 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 株式会社ディー・エヌ・エー 114,900株 千葉県船橋市 飯尾 慶介 95,000株 PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands Globis Fund III (B), L.P. 67,000株 東京都港区赤坂九丁目7番1号 YJ 1号投資事業組合 66,600株 東京都港区赤坂二丁目23番1号 コアピープル投資事業有限責任組合 26,400株 東京都中央区 中村 義之 10,000株 東京都台東区 小暮 政直 10,000株
計(総売出株式)	—	629,700	1,624,626,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成26年 3月14日(金) 至 平成26年 3月19日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成26年3月12日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	221,900	572,502,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 221,900株
計(総売出株式)	—	221,900	572,502,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,580円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成26年 3月14日(金) 至 平成26年 3月19日(水)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である飯尾慶介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式221,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 221,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成26年4月22日（火）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成26年3月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成26年3月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成26年3月25日から平成26年4月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であるGlobis Fund III, L.P.、株式会社ディー・エヌ・エー、Globis Fund III (B), L.P.、Y J 1 号投資事業組合及びコアピープル投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年6月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨を合意しております。

当社の取締役である飯尾慶介、中村義之、佐々木聡晃、新井普之並びに当社の従業員である小暮政直は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年6月22日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後180日目の平成26年9月20日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成26年2月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
売上高 (千円)	306,614	555,243	1,011,381
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△55,663	70,598	175,932
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△55,958	60,967	109,869
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	111,700	111,700	123,740
発行済株式総数 (株)	普通株式 483 A種優先株式 1,445	普通株式 483 A種優先株式 1,445	普通株式 1,392 A種優先株式 770
純資産額 (千円)	155,118	216,086	350,035
総資産額 (千円)	193,614	315,874	536,251
1株当たり純資産額 (円)	△37,849.32	29.46	61.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△116,317.97	42.08	35.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.1	68.4	65.3
自己資本利益率 (%)	—	32.8	38.8
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	101,543	160,690
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△86,009	△88,559
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	24,080
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	120,054	216,265
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	22 (3)	50 (4)	77 (4)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 当社は平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は普通株式6,486,000株となっております。

6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、また第1期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
7. 自己資本利益率については、第1期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 当社は第2期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）の年間の平均雇用人員（1日7.5時間換算）であります。
11. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
12. 第2期及び第3期の経常利益及び当期純利益増加の主要因は、当社が運営するウェブサイトの有料掲載結婚式場数が増加したことあります。
13. 当社が発行するA種優先株式のすべてについて、A種優先株主による取得請求権の行使により、当社はその対価として当社普通株式を発行しております。当社が取得したA種優先株式について、平成24年12月26日開催の取締役会、平成25年4月11日開催の取締役会及び平成25年11月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、消却を行っております。
14. 当社は第2期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
15. 当社は平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月
1株当たり純資産額 (円)	△12.62	29.46	61.69
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△38.77	42.08	35.80
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社が運営している結婚式場選びのロコミサイト「みんなのウェディング」は、株式会社ディー・エヌ・エーにおいて「結婚式を最良の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿に対する結婚関連情報提供事業として開始されました。その後、平成22年10月、同社から会社分割し、株式会社みんなのウェディングを設立いたしました。

株式会社みんなのウェディング設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

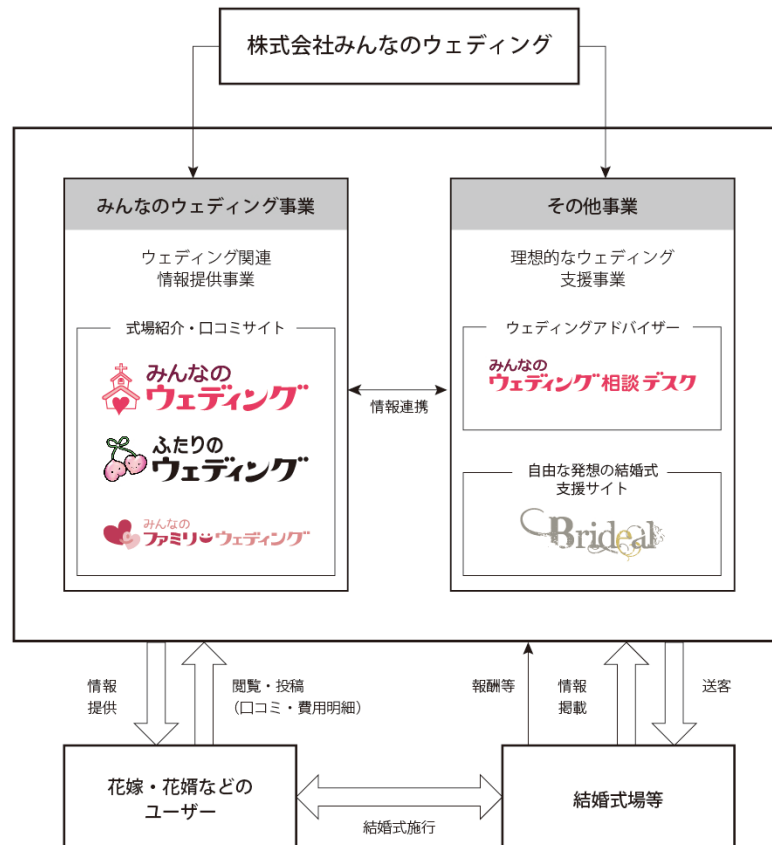
年月	概要
平成22年10月	株式会社ディー・エヌ・エーから簡易新設分割にて、千葉県船橋市に株式会社みんなのウェディングを設立（資本金20,000千円）
平成22年10月	東京都中央区銀座六丁目14番20号に本社移転
平成22年10月	第三者割当増資（資本金25,000千円）
平成22年10月	第三者割当増資（資本金111,700千円）
平成24年2月	自由な発想の結婚式支援サイト「みんなのウェディングプランナー（現「Brideal」）」を開始
平成24年3月	東京都中央区銀座三丁目15番10号に本社移転
平成24年5月	格安の少人数結婚式プランサイト「ふたりのウェディング」を開始
平成24年5月	大阪府大阪市西区に大阪オフィスを設置
平成24年11月	東京都中央区にウェディングアドバイザーによる結婚式場選びの「みんなのウェディング相談デスク」を開設
平成25年1月	株式会社ベネッセコーポレーションと業務提携し、さずかり婚向け結婚式場選びサイト「みんなのマタニティウェディング」を開始
平成25年4月	Yahoo! ウェディングへコンテンツ提供を開始
平成25年7月	「イオンウェディング」（結婚式場紹介事業）を展開する株式会社ツヴァイと業務提携
平成25年8月	有限会社あーすあいの当社代理店事業を吸収分割にて承継
平成25年11月	「みんなのマタニティウェディング」の対象範囲を出産後の結婚式を挙げていない層にまで拡張、「みんなのファミリーウェディング」に名称変更

3【事業の内容】

当社は「みんなの願いを一緒に実現する会社」を経営理念として掲げ、「みんなが願う結婚式のすべてを実現すること」をウェディング事業ミッションとし、花嫁・花婿の視点に立って、花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げるための口コミ情報等の結婚関連情報提供事業を行っております。

結婚式場やそれぞれの結婚式場の口コミ、実際の費用明細などウェディングに関する情報を提供する「みんなのウェディング事業」と、多様化するウェディングスタイルを実現する支援を行う「その他事業」から構成されております。

なお、当社は、結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、事業ごとにサービスについて記載しております。



(1) みんなのウェディング事業

みんなのウェディング事業は、式場紹介・口コミサイトである「みんなのウェディング」「みんなのファミリーウェディング」「ふたりのウェディング」を展開し、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、また、ウェディングに関する様々な情報を、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿に対してインターネットを通じて提供しております。

結婚式が花嫁・花婿にとって一生に一度のものである中で、結婚式に対する考え方は多様化しており、それに伴って花嫁・花婿が必要とする情報も多様化しております。

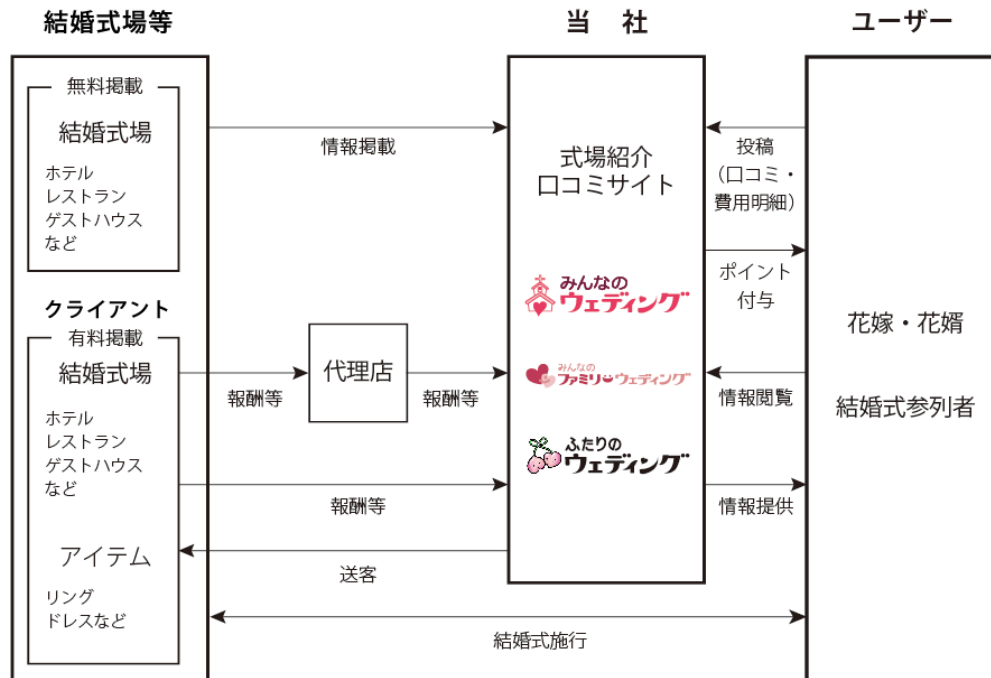
そのような中、当社は花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げることを実現するため、当社の運営するサイト内における結婚式場の検索の利便性を高め、比較・検討を行いやすいように工夫し、複数の花嫁・花婿間での有益な情報の共有を図り、一生に一度の結婚式を満足 of いくものにしたいというニーズに応えております。

日本における結婚式は、結婚式場やホテル等で行われる大規模なものが主流であり、結婚式を挙げる花嫁・花婿の多くがこのスタイルの結婚式を行っております。一方で、結婚式を挙げない花嫁・花婿（いわゆる「ナシ婚層」）も多くおり、ナシ婚層は毎年積み上がっていています。その理由は主に、①妊娠、②経済的理由等が挙げられます。当社はこのようなナシ婚層の中にいる、条件が揃えば結婚式を挙げることを希望している層に対して、それぞれの希望に合った結婚式場の情報提供を行っております。

みんなのウェディング事業では、日本全国の結婚式場情報を提供する「みんなのウェディング」に加え、妊娠や出産により結婚式を挙げることを躊躇していた花嫁・花婿に対してはマタニティユーザー向けの、あるいは家族向けの結婚式情報を充実させた「みんなのファミリーウェディング」を、経済的理由で結婚式を挙げることをあきらめていた花嫁・花婿に対しては格安プランや少人数婚等の情報を充実させた「ふたりのウェディング」を展開し、結婚式を挙げることをためらっている一定の層が一生に一度の結婚式を挙げることを支援しております。

① 事業系統図

みんなのウェディング事業の事業モデルは次のとおりであります。



- (i) 当社は、ホテルやレストラン、ゲストハウス等の結婚式場や、リングやドレス等のアイテム業者等から当社の展開する「みんなのウェディング」「みんなのファミリーウェディング」「ふたりのウェディング」等のウェブサイトに結婚式場情報や広告の掲載を受けます。
- (ii) 当社は有料掲載結婚式場に対して、専用電話番号や口コミ返信機能等、直接ユーザーとコミュニケーションをとることができ、集客につながる機能を提供します。
- (iii) 当社は有料掲載結婚式場から掲載料や成果報酬、成約報酬を収受し、広告を掲載しているアイテム業者等から広告料を収受します。
- (iv) 結婚式を挙げた花嫁・花婿や結婚式の参列者から、結婚式場に関する口コミや費用明細の投稿を受けます。
- (v) 当社は投稿された口コミを会員規約や投稿ガイドラインに照らして審査を行い、審査を通った口コミを採用された口コミの投稿者に対して、ポイントを付与します。
- (vi) これから結婚式を検討している花嫁・花婿は、当社のウェブサイトに掲載された結婚式場情報や口コミ、費用明細等を参考に結婚式場を選び、当社のウェブサイトから結婚式場へ問い合わせを行うことができます。

当社が収受する報酬等は、主に、当社の運営するウェブサイトへの掲載期間にわたって毎月収受する掲載料等のストックの収入と、ユーザーのアクションに基づく成果報酬や結婚式施行時に収受する成約報酬等のフローの収入、広告料等から構成され、それぞれの内容は、次のとおりであります。

- (a) 掲載料・・・当社と契約している有料掲載結婚式場から対価として毎月収受する報酬であります。
- (b) 成果報酬・・・当社のウェブサイトの掲載情報を基にユーザーが起こしたアクションに応じて当社が有料掲載結婚式場から収受する報酬であります。
- (c) 成約報酬・・・ユーザーが当社を介して有料掲載結婚式場で結婚式を施行した際に収受する報酬であります。
- (d) 広告料・・・当社のウェブサイトに掲載する広告の対価として収受する報酬であります。

② サービスの特徴

みんなのウェディング事業では、結婚式場へ見学に行った方や実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿、結婚式の参列者からの口コミ投稿を掲載しており、これから結婚式を行う花嫁・花婿にとって有意義なものとなるように、花嫁・花婿の視点に立ったサービスを提供しております。

具体的には、記載内容の具体性と充実を図るため、口コミ投稿の文字数を300文字以上とし、また、投稿内容が中立的なものとなるように当社の定める投稿ガイドラインに沿った審査を行っております。また、実際に結婚式場が花嫁・花婿に提示した費用明細を掲載しております。

なお、当社は、運営サイトの信頼性の向上を図り、口コミが生活者に与える情報のひとつという社会的責任を認識し、口コミ市場の健全な育成と発展を目的とするWOMマーケティング協議会に加入しております。

みんなのウェディング事業で展開するサービスの特徴は、それぞれ以下のとおりであります。

(a) みんなのウェディング

「みんなのウェディング」は、国内の結婚式場データとユーザーから投稿される「口コミ」や「実際の費用明細」等から構成される結婚式場選びの口コミサイトです。

実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿や結婚式の参列者等により投稿される結婚式場の口コミ情報に加え、結婚式場の実際の費用明細等を掲載し、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう支援しております。

また、結婚準備について様々な相談が可能な「相談広場」、複雑で多岐に渡る結婚準備の「やることリスト」管理機能等、結婚準備から新生活準備まで便利な機能が利用できるサービスを提供しております。

(b) みんなのファミリーウェディング

「みんなのファミリーウェディング」は、おめでた婚やさずかり婚の花嫁・花婿や、まだ結婚式を挙げていない出産後の花嫁・花婿に向けたサイトです。

結婚式の準備や新生活の準備に加え、母親となることの準備により、また、出産後の育児により、結婚式を挙げることを躊躇していたり、あきらめたりしている花嫁・花婿に向けて、家族でかなえる結婚式のノウハウを紹介すると同時に、このような結婚式特有のニーズに沿ったサービスを備えている結婚式場を紹介しております。

具体的には、母親になるための体の変化に合わせた結婚式の準備の方法等を実際の経験者の体験談と合わせて紹介し、また、マタニティ専門プランナーのいる結婚式場や短期間での施行が可能な結婚式場、子供用衣装や子供用メニューが充実した結婚式場等を紹介しております。

(c) ふたりのウェディング

近年のライフスタイルの変化は、婚礼ニーズにも「個性化」「多様化」を生み出し、従来型の大人数での結婚式に意義を見出さず、家族や身近な友人のみを招くような少人数スタイルの結婚式が注目を集めています。

「ふたりのウェディング」は、このようなユーザーが求める結婚式のスタイルを「スモール婚」と定義し「衣装付き挙式のみプラン」や「挙式後の少人数での会食」といったスモール婚の情報を提供するサイトです。

結婚式を「プラン」から探すことができる機能や、「衣装付き挙式のみプラン」を提供できる結婚式場情報が掲載される他、「何名でいくら」という金額情報をわかりやすく比較できる検索機能も盛り込んでいます。

「みんなのウェディング」サイトの月間ユニークユーザー数と有料掲載結婚式場数の推移は次のとおりであります。

年月	月間ユニークユーザー数 ※1 (千人)	有料掲載結婚式場数 ※2 (件)
平成22年12月	455	463
平成23年3月	568	535
6月	578	623
9月	736	693
12月	651	779
平成24年3月	739	838
6月	751	959
9月	919	1,091
12月	751	1,153
平成25年3月	1,035	1,211
6月	1,378	1,341
9月	2,157	1,368
12月	2,093	1,374

※1 月間ユニークユーザー数 当該月に「みんなのウェディング」サイトにアクセスしたユーザーの数（延べ人数ではありません）をいいます。

※2 有料掲載結婚式場数 「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数をいいます。

(2) その他事業

当社は、その他事業として、結婚式場選びに迷っている花嫁・花婿に対してアドバイザーが相対で二人の希望に合った結婚式場を紹介するサービスや、従来の結婚式に捉われないオリジナリティある結婚式を望む花嫁・花婿の希望を実現するサービスを展開しております。

日本において多くの結婚式は結婚式場で行われておりますが、そのような結婚式に価値を見出さない層が一定の割合でおり、自分達が望む結婚式を挙げられないため、結婚式自体を行わない花嫁・花婿もいます。

当社は、専門のアドバイザーによる結婚式場選びを希望する花嫁・花婿に対して「みんなのウェディング相談デスク」を展開しております。また、個々に思い描いている結婚式を実現させることを望む花嫁・花婿に対して、自由な発想の結婚式支援サイトである「Brideal」を展開し、結婚式を挙げないナシ婚層が結婚式を挙げることを支援しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
94（4）	33.8	1.4	5,136

- （注） 1．従業員数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であります。
- 2．従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）の最近1年間の平均雇用人員（1日7.5時間換算）であります。
- 3．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
- 4．従業員数が最近日までの1年間において31名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。
- 5．当社の事業は、結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、自由民主党新政権による経済対策への期待に伴う円安・株高基調への転換をきっかけとして、景気回復への期待が高まっており、実体経済においても回復に向かい始めました。しかしながら、世界全体としては欧州の債務問題や新興国における景気減速もあり、先行き不透明な状況にありました。

このような経済状況の中、当社では「結婚式を生涯最高の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿の皆様に対して、ウェディングに係る有意義な情報提供サービスの構築と強化に取り組んでまいりました。

当事業年度において、平成24年11月に東京都中央区に「みんなのウェディング相談デスク」を開設し、花嫁・花婿の結婚式場選びやウェディングプランの具体的な相談に対応するとともに、一定の結婚式場への紹介サービスを開始致しました。また、平成25年1月より株式会社ベネッセコーポレーションと提携し、さずかり婚向け結婚式場選びサイト「みんなのマタニティウェディング（現「みんなのファミリーウェディング」）」を開始し、妊娠により結婚式を挙げることを躊躇していた花嫁・花婿に対して結婚式場情報を発信し始めました。さらに、平成25年4月よりヤフー株式会社と連携し、同社が運営するインターネット総合情報サイトYahoo! JAPANのコンテンツ

「Yahoo! ウェディング」へ結婚式場情報の提供を開始致しました。平成25年7月には「イオンウェディング」（結婚式場紹介事業）を展開する株式会社ツヴァイと業務提携致しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,011,381千円（前事業年度比82.2%増）、営業利益は175,443千円（前事業年度比149.0%増）、経常利益は175,932千円（前事業年度比149.2%増）、当期純利益は109,869千円（前事業年度比80.2%増）となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取組みは以下のとおりであります。

（みんなのウェディング事業）

みんなのウェディング事業では、花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げられるためのウェディングに関する様々な情報提供を行っております。花嫁・花婿、結婚式場それぞれに中立的な立場で、当社のガイドラインに沿った300文字以上の口コミ投稿や、実際の費用明細、その他結婚式に関わる様々な情報を提供しております。

当事業年度における取組みは以下のとおりであります。

（a）サービスの拡充

平成25年1月より株式会社ベネッセコーポレーションと業務提携し、マタニティユーザー向けにさずかり婚向け式場選びサイト「みんなのマタニティウェディング」を開始致しました。妊娠により結婚式を挙げることを躊躇していた花嫁・花婿の中にも結婚式を挙げることを希望している花嫁・花婿が多くいます。当社は、妊娠・出産に関する媒体・コンテンツを提供する株式会社ベネッセコーポレーションと提携することにより、妊娠により結婚式を挙げることを躊躇していた花嫁・花婿にも充実した結婚式場情報を発信しております。なお、同サイトは平成25年11月、対象を出産や育児により結婚式を挙げることを躊躇していた花嫁・花婿にまで拡げ、名称を「みんなのファミリーウェディング」に変更しております。

また、平成25年4月より、ヤフー株式会社と連携し、同社が運営するインターネット総合情報サイトYahoo! JAPANのコンテンツ「Yahoo! ウェディング」へ結婚式場情報の提供を開始しました。Yahoo! JAPANのユーザーにも、口コミ投稿や、実際の費用明細、その他結婚式に関わる有益な情報を提供し、一組でも多くの幸せな花嫁・花婿を増やして参りたいと考えております。

（b）商品の改定

平成25年6月には、ユーザーが当社のウェブサイトで起こしたアクションに応じて課金する仕組みを盛り込んだ商品に改定しました。

（注）平成26年9月まではアクションに応じた課金は無料で、実際の課金は平成26年10月から開始されます。

（c）掲載結婚式場数の拡充

全国の花嫁・花婿が希望する地域の結婚式場情報を得られるよう、引き続き当社の運営するサイトに掲載する結婚式場の拡充に努めました。

（d）サイト閲覧者数の獲得

これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿が、より多く当社の運営するサイトに訪れ、ニーズに合った結婚式場情報を得られるよう、サイトのコンテンツの充実や、ウェブマーケティング等を行いました。

これらの結果、当事業年度におけるみんなのウェディング事業の売上高は1,004,708千円（前事業年度比81.0%増）となりました。

(その他事業)

その他事業では、当事業年度において、平成24年11月に東京都中央区に「みんなのウェディング相談デスク」を開設し、花嫁・花婿に対して相対で当社のアドバイザーが2人の希望に沿った結婚式場を紹介するサービスを開始致しました。平成25年7月には「イオンウェディング」（結婚式場紹介事業）を展開する株式会社ツヴァイと業務提携し、「イオンウェディング」においても花嫁・花婿に対する当社の有料掲載結婚式場の紹介を開始致しました。また、従来のスタイルにとらわれないオリジナリティある結婚式を望む花嫁・花婿の希望を実現する「Brideal」を展開しております。

これらの結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は6,672千円（前事業年度比2,590.3%増）となりました。

第4期第1四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）

当第1四半期累計期間における我が国経済は、各種経済政策を背景に、個人消費は一部消費税率引き上げに伴う需要もあり持ち直しがみられ、また、設備投資は非製造業を中心に回復する動きがみられるなど、企業収益は改善しています。一方、世界の景気は金融緩和縮小による影響、新興国経済の先行き、欧州政府債務問題など、先行き不透明な状況にあります。

このような経済状況の中、当社では「結婚式を生涯最高の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿の皆様に対して、ウェディングに係る有意義な情報提供サービスの構築と強化に取り組んでまいりました。

当第1四半期累計期間において、平成25年11月、「みんなのマタニティウェディング」を「みんなのファミリーウェディング」に名称変更し、対象を出産・育児層にまで広げました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は349,874千円、営業利益は103,697千円、経常利益は101,541千円、四半期純利益は62,267千円となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取り組みは以下のとおりであります。

(みんなのウェディング事業)

平成25年11月、マタニティユーザー向けのさずかり婚向け結婚式場選びサイト「みんなのマタニティウェディング」を出産や育児により結婚式を挙げていない層にまで広げ、名称を「みんなのファミリーウェディング」に変更し、ユーザー及びクライアントに対する提供サービスを拡充するとともに、有料掲載結婚式場数の拡充に努めました。

(その他事業)

平成25年10月、「Brideal」において、ウェディングプランナーを採用するなどして、よりユーザーの理想とする結婚式の実現を支援する体制の取組みを開始いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、216,265千円（前事業年度比80.1%増）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動により獲得した資金は160,690千円（前事業年度比58.2%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益が175,932千円となり、減価償却費が32,440千円、未払金の増加額が18,371千円となった一方、売上債権の増加額が57,809千円、法人税等の支払額が19,909千円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は88,559千円（前事業年度比3.0%増）となりました。これは主に、ソフトウェア開発に係る無形固定資産の取得による支出が55,003千円、事業譲受による支出が20,000千円となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得した資金は24,080千円（前事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローの増減なし）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入が24,080千円となったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第3期事業年度及び第4期第1四半期累計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業の名称	第3期事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	前年同期比 (%)	第4期第1四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
みんなのウェディング事業（千円）	1,004,708	181.0	344,229
その他事業（千円）	6,672	2,690.3	5,645
合計（千円）	1,011,381	182.2	349,874

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び第4期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第2期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		第3期事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		第4期第1四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社アリバー	205,063	36.9	330,460	32.7	96,795	27.7
有限会社あーすあい	63,188	11.4	—	—	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第3期事業年度及び第4期第1四半期累計期間の有限会社あーすあいに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため記載していません。

3. 平成25年8月に有限会社あーすあいの当社代理店事業を吸収分割にて承継しております。

3【対処すべき課題】

当社の業績は現在のところ比較的堅調に推移しております。しかし、その目標とするところに対して、まだ始まったばかりの事業ステージにあるため、事業枠組みの整備、組織能力の拡充・強化を通じて、全体構想を明確にすること、成長を支える組織の強化を行うことが必要と考えております。

(1) 事業枠組みの整備

① 認知度の向上

当社が展開する結婚関連情報提供事業は、開始してからまだ数年と日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。結婚式を挙げようとしている方々、より良い結婚式を提供しようとしている方々に対して、より有意義な情報提供していくため、多くの情報が当社の運営するサイトに集まる必要があります。認知度の向上に取り組んでいく方針であります。

② システムのセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

③ 投稿審査体制の整備・強化

当社は当社独自のガイドラインに則って投稿の審査を行い、審査を通った投稿のみを掲載しておりますが、今後も中立的な立場で花嫁・花婿にとってより有意義な情報を提供し続けられるよう、投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

④ 新サービスの展開

多様化するニーズに応えるため、当社は常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しています。今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、既存ユーザーへの付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

(2) 組織能力の拡充・強化

① マーケティング

当社のサービスの質を向上させていくためには、当社の運営するサイトの認知度の向上が必要です。当社では積極的にマーケティング活動を行うことによって、当社のサービス活用の提案をしていく方針であります。

② 優秀な人材の確保

規模の拡大及び成長のためには、当社の企業風土に合った専門性を有する人材の採用と既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題と考えます。また、社員全員が企業理念、経営方針を理解することが必要です。当社は優秀な人材の採用を行っていくと同時に、計画的に社員に対して当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、人材の育成に取り組んでまいります。

③ 経営管理体制の構築

当社が継続的に成長をコントロールし、ユーザーに対して安定してサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことも必要と考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

以下に、当社の事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。また、当社は、当社でコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性が必ずしも高くないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスクについて

① ウェディング市場について

ウェディング市場の動向は、当社のビジネスに重要な影響を与えます。日本における婚姻件数は年々減少傾向にあり（出典：厚生労働省「人口動態統計」）、また、結婚式に対する考え方は多様化してきております。当社は多様化する花嫁・花婿の結婚式に対するニーズに沿ったサービスを開発して提供してまいります。今後更に少子高齢化が進み、日本における婚姻件数が大幅に減少してウェディング市場が縮小した場合には、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

② インターネット事業の普及について

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット及び関連サービスの更なる発展が事業の成長を図る上で重要であると考えております。インターネットの普及、インターネットシーンの多様化、利用可能な端末の増加等は今後も継続していくと考えております。しかしながら、インターネットの普及に伴う個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳又は公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネット及び関連サービス等の発展が阻害されるような状況が生じた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③ 消費者の購買プロセスについて

インターネットの普及により、消費者がモノやサービスを購入する際のプロセスにおいて、インターネットで検索して調べる、同一商品の販売サイトの間を比較する、他の人の口コミを参考に検討する、満足度・使用感などをネットで発信する、といったプロセスが従来よりも行われるようになっていきます。

当社はウェディングに関連する口コミサイトを運営しておりますが、今後技術の発展や代替サービスの登場により消費者のサービス購買プロセスが大きく変化した場合、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

④ 競合について

ウェディングに係る情報を提供するサービスは多くあり、従来は紙媒体が中心でしたが、インターネットの普及に伴い、ウェブ中心になってきました。また、既に一定規模のユーザーを持つウェディング以外の媒体が、ユーザーのライフステージの変化に合わせてブライダル情報の提供を始めるケースもあります。一方で、既にウェディング情報以外の情報の比較サイトや口コミサイトの運営に一定のノウハウを持つ媒体もあります。

こういった競争環境の中で、将来的に顧客の獲得競争や価格競争の激化を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのようなリスクに対して、当社は、花嫁・花婿第一主義を事業ミッションとして、花嫁・花婿にとって有意義な情報提供を行い、同時にニーズが多様化する花嫁・花婿を取り込み結婚式場との接点を増やすなど、競争力の維持・向上を図っておりますが、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない結果となる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

① 特定のサイトへの依存について

当社は、みんなのウェディング事業において結婚式場の口コミサイトを運営しており、「みんなのウェディング」「みんなのファミリーウェディング」「ふたりのウェディング」の3サイトを展開しております。平成25年9月期における売上高（1,011,381千円）に占めるこれらの3サイトに係る売上高比率は99.3%（1,004,708千円）であり、これらの3サイトに係る収入への依存が高い状況にあります。今後、予期せぬ事象の発生等によりこれらの3サイトのユーザー数が減少したり、サイト運営が困難となった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は常にユーザーやクライアントのニーズに沿った商品内容、サイト構成、システム構築を心掛けて改良を加えておりますが、当社が行った改良がユーザーやクライアントに受け入れられないものであった場合、ユーザーやクライアントが減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト内の書き込みについて

当社は、当社が運営するサイトにおいて、結婚を考えている花嫁・花婿、結婚式の参列者、結婚した花嫁・花婿が結婚式に対する個人の評価や実際の費用明細などを自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供し、花嫁・花婿にとって有意義な情報を提供しております。

「口コミ掲示板」「レビュー」には好意的な内容だけでなく、改善を要望する内容についても書き込みが行われます。当社では、サイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示するとともに、事実でない情報や誹謗中傷など当社が不適当と判断した場合にはその内容を、事前あるいは事後に、削除しております。

しかしながら、不適当な書き込みを当社が発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合、当社の運営するサイトに対するユーザーなどの支持が下がり、サイト運営者としての当社の信用が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規事業について

当社は、多様化する花嫁・花婿のニーズに応え、また、それらと結婚式場の接点を向上させることを目的として、常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。新規事業の展開においては、当社において事業開発及びシステム開発を行う必要があります。その際、新規事業の蓋然性を十分検討した上で、開発を行っていきませんが、当該開発が何らかの影響で想定以上の工数を要した場合や、ユーザーやクライアントの獲得に結びつかなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、新規事業を展開する中で、必要に応じて他社との業務提携等を検討し、実行してまいります。想定していた相乗効果が業務提携等から得られなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

④ システムやインターネット接続環境の不具合

当社は、主にインターネットを通して、ウェディング関連情報を提供しており、当社のシステムやインターネット接続環境の安定的稼働は当社が事業を行っていく上で大前提であります。当社は、サーバーが不測の事態によって停止し、または蓄積されたデータが失われることにより当社の事業遂行に影響が出ないように、データをクラウド上に保存してリスク回避を行っております。また、外部からの不正なアクセスが出来ないように、一定のセキュリティを確保しております。

しかしながら、自然災害や事故、ユーザー数やトラフィックの急増、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染などの予期せぬ事態が発生した場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ インターネット業界における技術革新や顧客ニーズのスピードに対応できないリスク

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせるようにユーザーのニーズも著しく変化しております。現在、当社ではこれらに対応すべく、サイト機能のサービス拡充に努めております。しかしながら、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が想定通りに進まない、もしくはユーザーのニーズの把握が困難となり、十分な機能拡充が提供できない場合、ユーザーに対する訴求力が弱まり、媒体としての価値が低下することにより、当社の事業に影響を与える可能性があります。

⑥ サイト機能の拡充及びシステム投資について

当社では、ユーザーのニーズに沿ったサービスの拡充や、IT技術の進展に伴う新たな機能の追加を継続して行い、サイトの活性化及びユーザビリティの強化を図っております。しかしながら、それらの施策が当社の想定どおりに進捗しない、また、システム投資及びそれに付随する人件費等経費の増加が想定以上に必要となった場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 個人情報流出のリスク

当社は、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社では、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜により、事業に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

① 内部管理体制

当社は、当社の事業展開や成長を支えるためにも今後も内部管理体制の一層の充実を図っていく予定であります。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ですが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材確保と育成について

当社は現在ウェディングに関する情報を提供する事業を展開しており、競争力のあるサービスを提供していくためには、当社の社風に合った優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社は事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び、社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材を計画に合わせて確保できない場合、事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業に係る法的規制などについて

① 法的規制について

当社はウェディングに関連した情報を提供しておりますが、当該サービスの運営において個人のユーザーから個人情報を持っていると見られるため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」におけるアクセス管理者の立場から不正アクセス行為に対する必要な防御の措置を取る必要があります。当社のサービスは個人のユーザーからの口コミ投稿を前提としているため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」に基づく一定の対応が要求されています。また、広告宣伝メールの送信に対して「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の適用を受けます。当社はシステム開発やコンテンツ制作の一部を外注する場合があります、「下請代金支払遅延等防止法」の対応が求められます。

当社は上記を含む各種法的規制などに関して、法律を遵守するよう、社員教育を行うとともにそれらの遵守体制を構築して、法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令の改正や、当社の行う事業が規制の対象となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権に係る方針について

当社は、今後展開を検討しているサービスを含めて、それらの商標、ロゴについては原則的に全て商標権の取得を目指す方針であります。当社が保有するそれら知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所などと連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権など知的財産権を取得する場合は、その検討段階において、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、当社のサービスを表す商標などを他社が取得した場合、訴訟へと進展することも考えられ、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、当社のビジネスモデルに関連する分野で他社が実用新案もしくは特許などを取得した場合、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟について

当社は、当社の運営するサイト上で、ユーザーが結婚式に対する評価を自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供しております。当社はサイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示し、また書き込まれた内容が事実ではない情報や誹謗中傷など当社が不適当と判断した場合にはその内容を削除しております。

当社は、花嫁・花婿第一主義のもと、事業を展開しておりますが、その結果、掲載結婚式場にとって、必ずしも好意的でない情報が書き込まれる場合もあります。現在のところ訴訟に至るケースはありませんが、訴訟となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

① 社歴が浅いことについて

当社は平成22年10月に設立しており、社歴の浅い会社であります。そのため、財政状態及び経営成績を比較するための継続的な情報提供が困難な状況となっております。当社はIR活動などを通して当社の経営状態を積極的に開示してまいります。経営成績などの比較には時間の経過が不可欠であり、現時点において今後、当社が成長を続けることができるかなどを予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは不十分な面があると考えられます。

② 配当政策について

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえで、配当を検討していきたいと考えております。

これからしばらくの期間については、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただきます。

③ 資金使途について

今回の新規株式公開において当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、当社の展開するサービスの広告宣伝費、販売促進費、クライアントにロコミ分析機能等を提供するための支払手数料及び採用教育費等に充てるとともに、本社移転及び戦略的な事業規模拡大の資金等に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくため、最適な分野へ資金を投じるなど現時点の資金使途計画以外の使途とする可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を得られない可能性もあります。

④ ベンチャーキャピタル等の持株比率について

最近日（平成26年1月31日）現在における当社の発行済株式総数は6,486,000株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する株式数は2,976,000株、保有比率は45.9%（議決権比率ベース）であります。

未公開株式に係るベンチャーキャピタル等の保有目的は、当該株式の新規株式公開以降において当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることにあります。よって、当社の株式公開後、当社の株主であるベンチャーキャピタル等が保有する当社株式の全部または一部を売却することが想定され、その場合、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ スtock・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、Stock・オプション制度を採用しております。本書提出日現在、Stock・オプションによる潜在株式総数は522,000株であり、発行済株式総数の8.0%に相当しております。これらのStock・オプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来性にする事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積もりは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

（資産）

当事業年度末における総資産は536,251千円となり、前事業年度末に比べ220,377千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加が96,211千円、売上の増加により売掛金の増加が61,036千円、ソフトウェアの開発によるソフトウェアの増加が28,672千円、のれんの増加が10,205千円、「みんなのウェディング相談デスク」開設等による敷金及び保証金の増加が7,580千円あったことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は186,215千円となり、前事業年度末に比べ86,428千円増加いたしました。これは主に、取引の増加による未払金の増加が17,013千円、未払法人税等の増加が55,697千円、未払消費税等の増加が7,648千円あったことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は350,035千円となり、前事業年度末に比べ133,949千円増加いたしました。これは、新株予約権の行使により資本金の増加が12,040千円、資本準備金の増加が12,040千円、当期純利益の計上により繰越利益剰余金の増加が109,869千円あったことによるものであります。

第4期第1四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は565,404千円となり、前事業年度末に比べ29,152千円増加いたしました。これは主に、売掛金の増加が35,831千円あったことによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債は153,101千円となり、前事業年度末に比べ33,114千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少が31,941千円あったことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は412,303千円となり、前事業年度末に比べ62,267千円増加いたしました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金の増加が62,267千円あったことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

（売上高）

当事業年度の売上高は1,011,381千円となり、前事業年度に比べ456,137千円増加いたしました。これは主に、「みんなのウェディング」の有料掲載結婚式場数が増加したことによるものであります。

（売上総利益）

当事業年度の売上原価は229,993千円となり、前事業年度に比べ132,081千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費や経費が増加した一方で、ソフトウェアの開発や制作の進行に伴いソフトウェア仮勘定への振替えを行ったことによるものであります。
この結果、売上総利益は781,388千円となりました。

（営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は605,944千円となり、前事業年度に比べ219,059千円増加いたしました。これは主に、事業規模の拡大に伴う従業員の増加によるものであります。
この結果、営業利益は175,443千円となりました。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は488千円となり、前事業年度に比べ337千円増加しました。これは主に解約金収入が増加したことによるものであります。

この結果、経常利益は175,932千円となりました。

(当期純利益)

当事業年度の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は66,063千円となり、これらの結果、当期純利益は109,869千円となりました。

第4期第1四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は349,874千円となりました。これは新商品への移行による売上単価の上昇に伴う、売上の増加によるものであります。

(売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は66,354千円となりました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費や経費が増加した一方で、ソフトウェアの開発や制作の進行に伴いソフトウェア仮勘定への振替えを行ったことによるものであります。

この結果、売上総利益は283,520千円となりました。

(営業利益)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費179,822千円となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴う従業員の増加によるものであります。

この結果、営業利益は103,697千円となりました。

(経常利益)

当第1四半期累計期間の営業外収益は55千円となりました。なお、営業外費用は2,212千円となりました。これは主に、株式公開費用の増加によるものであります。

この結果、経常利益は101,541千円となりました。

(四半期純利益)

当第1四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は39,274千円となり、これらの結果、四半期純利益は62,267千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3期事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、216,265千円（前事業年度比80.1%増）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動により獲得した資金は160,690千円（前事業年度比58.2%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益が175,932千円となり、減価償却費が32,440千円、未払金の増加額が18,371千円となった一方、売上債権の増加額が57,809千円、法人税等の支払額が19,909千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は88,559千円（前事業年度比3.0%増）となりました。これは主に、ソフトウェア開発に係る無形固定資産の取得による支出が55,003千円、事業譲受による支出が20,000千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により獲得した資金は24,080千円（前事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローの増減なし）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入が24,080千円となったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、組織体制、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「みんなの願いを一緒に実現する会社」を経営理念とし、「みんなが願う結婚式のすべてを実現すること」をウェディング事業ミッションとして、事業を展開しております。ウェディングに対する考え方は多様化してきており、必ずしも全ての花嫁・花婿が理想とする結婚式を挙げられていない状況がある中、当社が果たす役割は大きく、多様化しているニーズに対応した当社の結婚関連情報提供事業の成長余力はまだまだ大きいものと考えております。

このような状況の下、当社は、更なる成長、企業規模の拡大を図り、当面の間、多くの花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう結婚関連情報提供サービスの深化と展開を目指してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は108,873千円であり、その主なものは当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発に係るものが103,329千円、「みんなのウェディング相談デスク」開設費用として5,544千円であります。

当第1四半期累計期間（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は28,984千円であり、その主なものは当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発に係るものが27,225千円、大阪事務所開設費用として1,759千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社においては、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフトウ ェア	ソフトウ ェア仮勘 定	合計	
本社 (東京都中央区)	—	本社事務所	6,829	1,434	107,379	7,426	123,070	66 (4)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	—	本社事務所	376.55	21,928

3【設備の新設、除却等の計画】（平成26年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

（注）平成25年11月15日開催の臨時株主総会の決議により、平成25年11月18日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は11,996,000株増加し、12,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,486,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,486,000	—	—

- （注）
- 平成25年11月15日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、770株増加しております。
 - 平成25年11月15日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却いたしました。
 - 平成25年10月23日開催の取締役会決議により、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は6,483,838株増加し、6,486,000株となっております。
 - 平成25年11月15日開催の臨時株主総会の決議により、平成25年11月19日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第2回新株予約権（平成23年6月1日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数（個）	41	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	41（注）1	123,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000（注）2	40（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月30日 至 平成33年6月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 40（注）5 資本組入額 20（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第2回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第2回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
第2回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

② 第3回新株予約権（平成25年2月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数（個）	89	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	89（注）1	237,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）2	100（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 100（注）5 資本組入額 50（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員（パート、アルバイト、契約社員を含む。）でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第3回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第3回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
第3回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

③ 第4回新株予約権（平成25年5月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数（個）	11	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11（注）1	33,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300,000（注）2	100（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 100（注）5 資本組入額 50（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員（パート、アルバイト、契約社員を含む。）でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第4回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第4回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第4回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
第4回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

④ 第5回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成25年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数（個）	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43（注）1	129,000（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900,000（注）2	300（注）5
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月26日 至 平成35年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 900,000 資本組入額 450,000	発行価格 300（注）5 資本組入額 150（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

- (1) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。
- (4) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (6) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

4. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併による消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第5回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第5回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
第5回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
5. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は3,000株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減 数(株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増 減額 (千円)	資本金残 高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
平成22年10月1日 (注) 1	普通株式 383	普通株式 383	20,000	20,000	7,677	7,677
平成22年10月8日 (注) 2	普通株式 100	普通株式 483	5,000	25,000	5,000	12,677
平成22年10月29日 (注) 3	A種優先株式 1,445	普通株式 483 A種優先株式 1,445	86,700	111,700	86,700	99,377
平成24年12月18日 (注) 4	普通株式 585	普通株式 1,068 A種優先株式 1,445	—	111,700	—	99,377
平成24年12月26日 (注) 5	A種優先株式 △585	普通株式 1,068 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月10日 (注) 6	普通株式 80	普通株式 1,148 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月11日 (注) 7	普通株式 10	普通株式 1,158 A種優先株式 860	—	111,700	—	99,377
平成25年4月30日 (注) 8	A種優先株式 △90	普通株式 1,158 A種優先株式 770	—	111,700	—	99,377
平成25年7月31日 (注) 9	普通株式 234	普通株式 1,392 A種優先株式 770	12,040	123,740	12,040	111,417
平成25年11月15日 (注) 10	普通株式 770	普通株式 2,162 A種優先株式 770	—	123,740	—	111,417
平成25年11月15日 (注) 11	A種優先株式 △770	普通株式 2,162	—	123,740	—	111,417
平成25年11月19日 (注) 12	普通株式 6,483,838	普通株式 6,486,000	—	123,740	—	111,417

(注) 1. 会社分割による設立であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先 飯尾慶介(現 当社代表取締役社長) 100株

3. 有償第三者割当

A種優先株式発行価格 120,000円

資本組入額 60,000円

割当先 Globis Fund III, L.P. 999株

Globis Fund III(B), L.P. 281株

コアピープル投資事業有限責任組合 165株

4. 平成24年12月18日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

5. 平成24年12月26日付取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。

6. 平成25年4月10日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

7. 平成25年4月11日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

8. 平成25年4月11日付取締役会決議により、平成25年4月30日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。

9. 新株予約権の権利行使による増加であります。

10. 平成25年11月15日に、A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。

11. 平成25年11月15日付取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式を全て消却致しました。

12. 平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成26年1月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	2	—	11	14	—
所有株式数（単 元）	—	—	—	11,490	20,460	—	32,910	64,860	—
所有株式数の割 合（％）	—	—	—	17.7	31.5	—	50.8	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 6,486,000	64,860	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,486,000	—	—
総株主の議決権	—	64,860	—

② 【自己株式等】

平成26年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

① 第2回新株予約権（平成23年6月1日取締役会決議）

決議年月日	平成23年6月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失、権利行使により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員7名であります。

② 第3回新株予約権（平成25年2月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職等による権利の喪失、従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員1名であります。

③ 第4回新株予約権（平成25年5月15日取締役会決議）

決議年月日	平成25年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社従業員1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名であります。

④ 第5回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

決議年月日	平成25年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式	675	(注) 1
最近期間における取得自己株式	770	(注) 2

(注) 1. A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式675株を交付しております。

2. A種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式770株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	675	—	770	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益配分につきましては経営の最重要課題として捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化に備え企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えております。従いまして、更なる成長へ向けたサービスの拡充や、組織の構築等に投資を行うことを優先し、企業価値を拡大していくことが重要と考え、剰余金の配当を実施しておりません。

今後は、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえ、配当を検討していきたいと考えておりますが、これからしばらくの期間については、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築などに投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただく考えであります。

内部留保資金につきましては、ユーザーや顧客にとってより有益なサービスを展開していくための組織体制やシステム環境の整備等の財源として、中長期的には安定して継続的にサービスを提供することができるための事業基盤の整備並びに新たな成長分野への投資等の財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	飯尾 慶介	昭和50年6月29日生	平成11年4月 平成18年2月 平成22年10月	株式会社トーハン入社 株式会社ディー・エヌ・エー入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	960,000
取締役	みんなのウェディング 事業本部長	中村 義之	昭和59年6月28日生	平成20年4月 平成22年10月 平成25年2月	株式会社ディー・エヌ・エー入社 当社取締役就任（現任） みんなのウェディング事業本部長就任（現任）	(注) 3	150,000
取締役	新規事業本 部長	佐々木 聡晃	昭和50年1月7日生	平成9年4月 平成13年11月 平成16年3月 平成23年1月 平成23年11月 平成25年3月 平成25年6月	城南信用金庫入庫 株式会社スマートデポ入社 株式会社ディー・エヌ・エー入社 当社入社 当社取締役就任（現任） コーポレート本部管掌 新規事業本部長就任（現任）	(注) 3	33,000
取締役	コーポレー ト本部長	新井 普之	昭和49年8月8日生	平成9年4月 平成13年9月 平成14年10月 平成17年5月 平成21年9月 平成25年1月 平成25年3月 平成25年6月	株式会社三和銀行（現 株式会社三 菱東京UFJ銀行）入行 株式会社ラザードフレール入社 ブルームバーグL. P. 入社 株式会社リプラス入社 M&Aキャピタルパートナーズ株式 会社入社 当社入社 コーポレート本部長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	芝 昭彦	昭和42年3月30日生	平成3年4月 平成16年10月 平成22年4月 平成22年5月 平成22年6月 平成23年6月 平成25年6月 平成25年12月	警察庁入庁 第二東京弁護士会弁護士登録 国広総合法律事務所入所 芝経営法律事務所開設 代表就任 （現任） フクダ電子株式会社 社外監査役就 任（現任） 株式会社プリンスホテル 社外監査 役就任（現任） 株式会社ベリサーブ 社外取締役就 任（現任） 岡本硝子株式会社 社外監査役就任 （現任） 空港施設株式会社 社外監査役就任 （現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	澤田 静華	昭和46年2月11日生	平成9年10月 平成13年4月 平成16年1月 平成18年7月 平成23年7月 平成24年3月 平成24年12月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 澤田静華公認会計士事務所開業（現任） 株式会社サンブリッジ監査役就任 税理士登録 株式会社クロス・マーケティング監査役就任 当社監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役	—	今村 創造	昭和41年12月5日生	平成2年4月 平成12年6月 平成17年10月 平成20年6月 平成24年5月 平成24年12月	川崎重工業株式会社入社 Deutsche Bank Group入行 みずほ証券株式会社入社 株式会社東京アドバイザーグループ設立代表取締役就任（現任） 株式会社オクトバ取締役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 5	—
監査役	—	本橋 広行	昭和49年8月15日生	平成9年4月 平成14年4月 平成24年9月 平成24年12月 平成25年6月 平成25年8月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 本橋公認会計士事務所設立（現任） 当社監査役就任（現任） ストリートメディア株式会社取締役就任（現任） 株式会社エルテス監査役就任（現任）	(注) 5	—
計							1,143,000

- (注) 1. 取締役芝昭彦は、社外取締役であります。
2. 監査役澤田静華、今村創造、本橋広行は、社外監査役であります。
3. 平成25年11月15日開催の臨時株主総会の決議を受け平成25年11月19日に就任し、その任期は、平成27年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年12月13日開催の第3回定時株主総会終結の時から、平成27年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成25年11月15日開催の臨時株主総会の決議を受け平成25年11月19日に就任し、その任期は、平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、設立が平成22年10月1日とまだ社歴が浅く、成長途上の会社です。そのような中、オペレーション効率性の向上、経営の規模の拡大と組織文化の構築を両立させ、同時に企業価値の持続的な増大を図るため、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実に努めております。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会、内部監査チームといった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令または定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、月に一度、当社の経営課題に関して自由に議論する場を設けております。

(b) 監査役及び監査役会

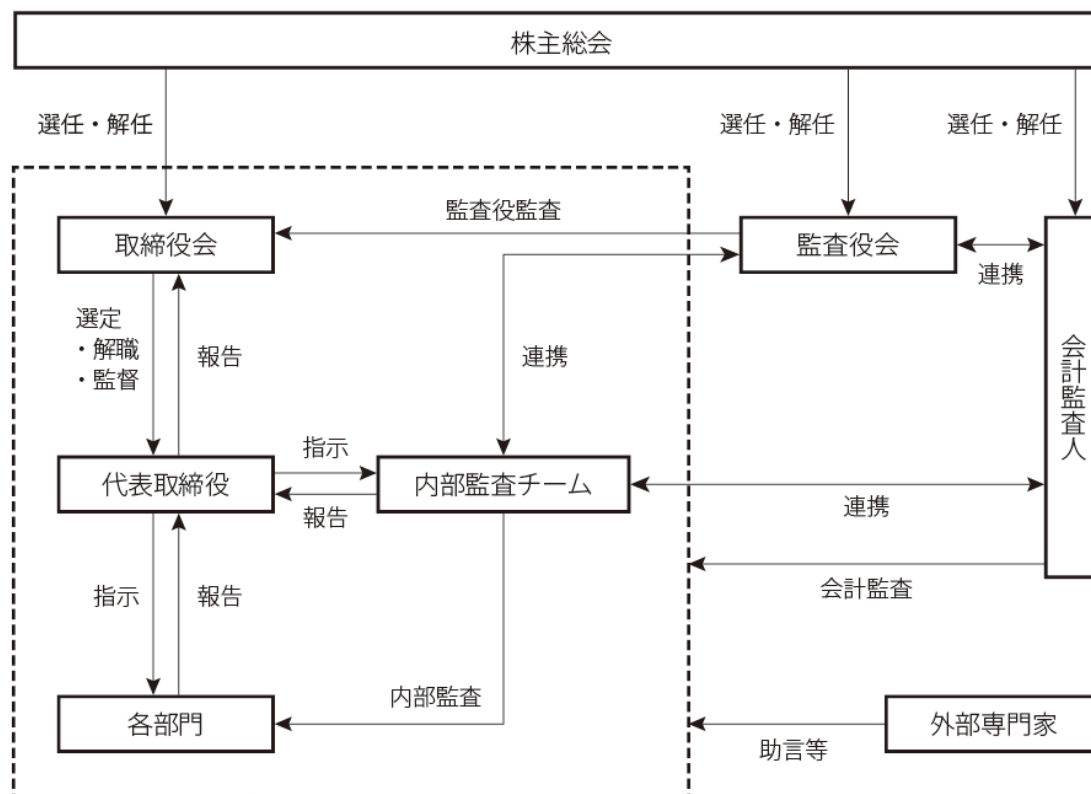
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c) 監査法人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

③ 会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成24年12月6日の取締役会にて、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - b. 代表取締役直轄の内部監査チームを設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。
 - c. 各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - d. 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - b. 必要に応じ、取締役、監査役及び監査法人等はこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - a. 取締役会は「リスク管理規程」を定め、会社が直面する可能性があるリスクを予め識別し管理すると同時に、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
 - b. リスク情報等については取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコーポレート本部が行うものとする。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - d. 内部監査チームは各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は月に1回、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
 - b. 取締役は代表取締役の指示の下、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
 - c. 各部門においては、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を受け、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- (e) 当社における業務の適正を確保するための体制
 - a. 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。
 - b. 監査役及び内部監査チームは、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役は、監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b. 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、内部監査チームと連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - b. 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
 - c. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
 - (i) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
 - (j) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b. 経営推進部を反社会的勢力対応統括部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
 - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。
- ⑤ 内部監査及び監査役監査
- (a) 内部監査の状況

当社の内部監査は代表取締役社長から任命された内部監査担当者3名による内部監査チームが行っております。内部監査チームは内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。
 - (b) 監査役監査

監査役は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査チームや各従業員に対するヒヤリングなどを通じ、業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査チームや監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行うなど連携を図り、監査機能の向上を図っております。
 - (c) 内部監査チーム、監査役会及び監査法人の連携

内部監査チームと監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査チーム、監査役会及び監査法人は、監査法人が開催する監査講評会に内部監査チーム及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。
- ⑥ 会計監査の状況
- 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する吉村孝郎、淡島國和であります。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。
- なお、平成25年12月13日開催の当社株主総会にて、上記の有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しております。
- ⑦ 社外取締役及び社外監査役との関係
- (a) 社外取締役

当社の取締役5名のうち、取締役芝昭彦は社外取締役であります。取締役芝昭彦は弁護士として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

(b) 社外監査役

当社の監査役3名は全て社外監査役であります。監査役澤田静華は、監査法人における経験、情報通信企業における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、監査役今村創造は、数多くの資本業務提携のアドバイザリーの経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での資本業務提携におけるリスクを回避するための助言・提言を期待して、監査役本橋広行は、監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待してそれぞれ監査役に招聘しております。

(c) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資金的関係または取引などの特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確な定めはありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査が遂行できることを個別に判断してまいります。

⑧ リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する可能性がある各種リスクを正確に把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合は緊急事態対策室が設置され、代表取締役または取締役が室長になり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決するよう努めております。

また当社は、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、または、生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。通報を受けた担当者は事実関係の把握に努め、適時適切に対応しております。

⑨ 役員報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）	対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	
取締役 （社外取締役を除く。）	35,291	35,291	5
監査役 （社外監査役を除く。）	—	—	—
社外役員	6,150	6,150	3

(b) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成25年12月13日開催の第3回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の第2回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。取締役の報酬等は、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み決定しております。監査役の報酬額等は、監査役の協議により決定しております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑫ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものとしております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑭ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除できる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(b) 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への利益還元の機会を増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,000	500	7,000	4,060

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、株式公開を前提とした監査受託のための調査並びに、監査契約の締結を前提とした、期首残高の調査であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、上場申請のための有価証券報告書及び四半期報告書作成のための助言・指導、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）及び当事業年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修への参加や社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成25年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	120,054	216,265
売掛金	70,727	131,763
貯蔵品	—	565
前渡金	—	1,050
前払費用	1,466	6,848
繰延税金資産	3,361	11,131
その他	204	127
貸倒引当金	△815	△2,685
流動資産合計	194,999	365,067
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,198	10,594
工具、器具及び備品（純額）	1,212	1,702
有形固定資産合計	※ 9,410	※ 12,297
無形固定資産		
のれん	—	10,205
ソフトウェア	78,706	107,379
ソフトウェア仮勘定	12,237	7,426
無形固定資産合計	90,943	125,011
投資その他の資産		
敷金及び保証金	20,520	28,100
破産更生債権等	—	189
繰延税金資産	—	5,775
貸倒引当金	—	△189
投資その他の資産合計	20,520	33,876
固定資産合計	120,874	171,184
資産合計	315,874	536,251

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 9 月 30 日)	当事業年度 (平成25年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,951	6,929
未払金	52,035	69,048
未払費用	6,995	6,342
未払法人税等	13,843	69,541
未払消費税等	12,453	20,102
前受金	1,180	3,055
預り金	4,247	4,158
ポイント引当金	1,874	3,784
その他	—	200
流動負債合計	96,582	183,161
固定負債		
繰延税金負債	813	—
資産除去債務	2,391	3,053
固定負債合計	3,205	3,053
負債合計	99,787	186,215
純資産の部		
株主資本		
資本金	111,700	123,740
資本剰余金		
資本準備金	99,377	111,417
資本剰余金合計	99,377	111,417
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,009	114,878
利益剰余金合計	5,009	114,878
株主資本合計	216,086	350,035
純資産合計	216,086	350,035
負債純資産合計	315,874	536,251

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間 (平成25年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	201,552
売掛金	167,595
たな卸資産	375
その他	18,639
貸倒引当金	△3,343
流動資産合計	384,818
固定資産	
有形固定資産	13,395
無形固定資産	
ソフトウェア	108,931
その他	17,262
無形固定資産合計	126,193
投資その他の資産	
その他	41,186
貸倒引当金	△189
投資その他の資産合計	40,996
固定資産合計	180,585
資産合計	565,404
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,693
未払金	71,288
未払法人税等	37,599
ポイント引当金	2,904
その他	32,549
流動負債合計	150,036
固定負債	
資産除去債務	3,064
固定負債合計	3,064
負債合計	153,101
純資産の部	
株主資本	
資本金	123,740
資本剰余金	111,417
利益剰余金	177,146
株主資本合計	412,303
純資産合計	412,303
負債純資産合計	565,404

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	555,243	1,011,381
売上原価	97,911	229,993
売上総利益	457,332	781,388
販売費及び一般管理費	※ 386,884	※ 605,944
営業利益	70,447	175,443
営業外収益		
受取利息	8	17
講演料等収入	100	—
解約金収入	—	470
還付消費税等	22	—
その他	20	0
営業外収益合計	151	488
経常利益	70,598	175,932
税引前当期純利益	70,598	175,932
法人税、住民税及び事業税	12,178	74,206
法人税等調整額	△2,548	△8,142
法人税等合計	9,630	66,063
当期純利益	60,967	109,869

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		102,732	64.4	136,138	50.0
II 経費	※1	56,673	35.6	136,391	50.0
当期総費用		159,405	100.0	272,529	100.0
他勘定振替高	※2	61,494		42,536	
当期売上原価		97,911		229,993	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
支払手数料	21,117	51,769
減価償却費	16,951	25,688
業務委託費	—	25,507
地代家賃	7,854	6,936
賃借料	5,058	11,895

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	61,494	42,536

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	349,874
売上原価	66,354
売上総利益	283,520
販売費及び一般管理費	179,822
営業利益	103,697
営業外収益	
受取利息	4
講演料等収入	50
その他	1
営業外収益合計	55
営業外費用	
株式公開費用	2,212
営業外費用合計	2,212
経常利益	101,541
税引前四半期純利益	101,541
法人税、住民税及び事業税	36,506
法人税等調整額	2,768
法人税等合計	39,274
四半期純利益	62,267

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	111,700	111,700
当期変動額		
新株の発行	—	12,040
当期変動額合計	—	12,040
当期末残高	111,700	123,740
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	99,377	99,377
当期変動額		
新株の発行	—	12,040
当期変動額合計	—	12,040
当期末残高	99,377	111,417
資本剰余金合計		
当期首残高	99,377	99,377
当期変動額		
新株の発行	—	12,040
当期変動額合計	—	12,040
当期末残高	99,377	111,417
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△55,958	5,009
当期変動額		
当期純利益	60,967	109,869
当期変動額合計	60,967	109,869
当期末残高	5,009	114,878
利益剰余金合計		
当期首残高	△55,958	5,009
当期変動額		
当期純利益	60,967	109,869
当期変動額合計	60,967	109,869
当期末残高	5,009	114,878
株主資本合計		
当期首残高	155,118	216,086
当期変動額		
新株の発行	—	24,080
当期純利益	60,967	109,869
当期変動額合計	60,967	133,949
当期末残高	216,086	350,035
純資産合計		
当期首残高	155,118	216,086
当期変動額		
新株の発行	—	24,080
当期純利益	60,967	109,869
当期変動額合計	60,967	133,949
当期末残高	216,086	350,035

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	70,598	175,932
減価償却費	18,663	32,440
のれん償却額	—	351
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	815	2,059
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△618	1,910
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	917	1,400
受取利息及び受取配当金	△8	△17
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,118	△57,809
たな卸資産の増減額 (△は増加)	—	△565
前払費用の増減額 (△は増加)	△782	△5,381
仕入債務の増減額 (△は減少)	△516	2,977
未払金の増減額 (△は減少)	28,205	18,371
預り金の増減額 (△は減少)	3,898	△89
未払費用の増減額 (△は減少)	5,074	△653
未払消費税等の増減額 (△は減少)	9,261	7,648
前受金の増減額 (△は減少)	△1,380	1,874
その他	△183	131
小計	101,826	180,581
利息及び配当金の受取額	8	17
法人税等の支払額	△291	△19,909
営業活動によるキャッシュ・フロー	101,543	160,690
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,233	△4,925
無形固定資産の取得による支出	△65,247	△55,003
敷金及び保証金の差入による支出	△20,320	△7,780
敷金及び保証金の回収による収入	7,792	200
事業譲受による支出	—	※2 △20,000
その他	—	△1,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86,009	△88,559
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	24,080
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	24,080
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,533	96,211
現金及び現金同等物の期首残高	104,520	120,054
現金及び現金同等物の期末残高	※1 120,054	※1 216,265

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

投稿促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

投稿促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては5年間で均等償却しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度（自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

当事業年度（自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 9 月30日)	当事業年度 (平成25年 9 月30日)
減価償却累計額	1,941千円	4,598千円

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23.5%、当事業年度33.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76.5%、当事業年度66.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
役員報酬	27,658千円	41,441千円
給料手当	117,852	227,798
法定福利費	17,717	34,320
採用教育費	22,938	30,742
広告宣伝費	79,827	66,996
貸倒引当金繰入額	815	2,059
ポイント引当金繰入額	△618	1,910
減価償却費	1,711	6,751
のれん償却費	—	351

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	483	—	—	483
A種優先株式 (株)	1,445	—	—	1,445
合計 (株)	1,928	—	—	1,928

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	483	909	—	1,392
A種優先株式（株）	1,445	—	675	770
合計（株）	1,928	909	675	2,162

（変動事由の概要）

内訳は次のとおりであります。

取得請求権の行使による増加	普通株式	675株
新株予約権の行使による増加	普通株式	234株
取得請求権の行使による減少	A種優先株式	675株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
A種優先株式（株）	—	675	675	—
合計（株）	—	675	675	—

（変動事由の概要）

内訳は次のとおりであります。

取得請求権の行使による増加	A種優先株式	675株
自己株式の消却による減少	A種優先株式	675株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	120,054千円	216,265千円
現金及び現金同等物	120,054千円	216,265千円

※2 当事業年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳並びに事業譲受による支出との関係は以下のとおりであります。

流動資産	15,285千円
固定資産	4,941千円
のれん	10,556千円
資産合計	30,783千円
流動負債	10,783千円
負債合計	10,783千円
事業譲受による支出	20,000千円

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては定期的に差入れ先の状況等の確認を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	120,054	120,054	—
(2) 売掛金	70,727		
貸倒引当金	△815		
	69,911	69,911	—
(3) 敷金及び保証金	20,520	16,987	△3,532
資産計	210,486	206,953	△3,532
(1) 買掛金	3,951	3,951	—
(2) 未払金	52,035	52,035	—
(3) 未払法人税等	13,843	13,843	—
(4) 未払消費税等	12,453	12,453	—
負債計	82,284	82,284	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	120,054	—	—	—
売掛金	70,727	—	—	—
敷金及び保証金	586	—	—	19,934
合計	191,367	—	—	19,934

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金及び保証金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては定期的に差入れ先の状況等の確認を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	216,265	216,265	—
(2) 売掛金	131,763		
貸倒引当金	△2,685		
	129,077	129,077	—
(3) 敷金及び保証金	28,100	23,761	△4,338
資産計	373,444	369,105	△4,338
(1) 買掛金	6,929	6,929	—
(2) 未払金	69,048	69,048	—
(3) 未払法人税等	69,541	69,541	—
(4) 未払消費税等	20,102	20,102	—
負債計	165,621	165,621	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	216,265	—	—	—
売掛金	131,763	—	—	—
敷金及び保証金	486	—	—	27,614
合計	348,515	—	—	27,614

(有価証券関係)

前事業年度（平成24年9月30日）

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成25年9月30日）

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 600,000株	普通株式 270,000株
付与日	平成22年10月15日	平成23年6月30日
権利確定条件	条件の定めはありません。	同左
対象勤務期間	期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成24年10月15日 至 平成32年10月2日	自 平成25年6月30日 至 平成33年6月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年11月19日付の株式分割(1株につき3,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末(株)	600,000	270,000
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	600,000	270,000
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

(注) 平成25年11月19日付の株式分割(1株につき3,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	34	40
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注） 平成25年11月19日付の株式分割（1株につき3,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

4,000 千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社従業員 13名	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 600,000株	普通株式 270,000株	普通株式 267,000株	普通株式 63,000株	普通株式 129,000株
付与日	平成22年10月15日	平成23年6月30日	平成25年2月15日	平成25年5月16日	平成25年9月26日
権利確定条件	条件の定めはありません。	同左	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めはありません。	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成24年10月15日 至 平成32年10月2日	自 平成25年6月30日 至 平成33年6月8日	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	自 平成27年12月26日 至 平成34年12月25日	自 平成27年9月26日 至 平成35年9月25日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年11月19日付の株式分割（1株につき3,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前					
前事業年度末（株）	600,000	270,000	—	—	—
付与（株）	—	—	267,000	63,000	129,000
失効（株）	—	—	—	30,000	—
権利確定（株）	600,000	270,000	—	—	—
未確定残（株）	—	—	267,000	33,000	129,000
権利確定後					
前事業年度末（株）	—	—	—	—	—
権利確定（株）	600,000	270,000	—	—	—
権利行使（株）	600,000	102,000	—	—	—
失効（株）	—	45,000	—	—	—
未行使残（株）	—	123,000	—	—	—

（注） 平成25年11月19日付の株式分割（1株につき3,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格（円）	34	40	100	100	300
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	—	—	—	—	—

（注） 平成25年11月19日付の株式分割（1株につき3,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単位を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法の併用により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

91,980 千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

186,520 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 9 月30日)	当事業年度 (平成25年 9 月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	310千円	1,065千円
ポイント引当金	712	1,438
未払事業税	1,296	5,478
一括償却資産	1,410	2,044
資産除去債務	909	1,088
資産調整勘定	—	4,941
その他	1,042	1,679
繰延税金資産小計	5,680	17,736
評価性引当額	△2,319	—
繰延税金資産合計	3,361	17,736
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△813	△828
繰延税金負債合計	△813	△828
繰延税金資産の純額	2,548	16,907

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成24年 9 月30日)	当事業年度 (平成25年 9 月30日)
流動資産－繰延税金資産	3,361千円	11,131千円
固定資産－繰延税金資産	—	5,775
固定負債－繰延税金負債	813	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 9 月30日)	当事業年度 (平成25年 9 月30日)
法定実効税率 (調整)	40.70%	38.01%
役員報酬等永久に損金に算入されない項目	0.25	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42	0.31
住民税均等割等	0.75	0.54
評価性引当額増減額	△28.47	△1.32
その他	△0.01	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.64	37.55

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月 2 日に交付され、平成24年10月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.70%から平成24年10月 1 日に開始する事業年度から平成26年10月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年10月 1 日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び当事業年度に計上された法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 有限会社あーすあい

事業の内容 広告代理店事業

(2) 企業結合を行った主な理由

みんなのウェディング事業における関西地方の営業基盤構築を進展させるため。

(3) 企業結合日

平成25年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収分割

(5) 企業結合後の企業の名称

株式会社みんなのウェディング

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

分割会社である有限会社あーすあいから事業承継の打診があり、同社は当社の代理店事業を中心に事業を展開しており、本吸収分割により関西地方の営業基盤構築を進展させることができることから、同社の当社代理店事業を吸収分割にて承継することといたしました。

2. 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年8月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

承継事業の権利義務を承継する対価 20,000千円

4. 発生したのれんの金額、発生原価、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

10,556千円

(2) 発生原因

当社の関西地方におけるみんなのウェディング事業に係る営業基盤構築の進展によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	15,285千円
固定資産	4,941千円
資産合計	20,226千円
流動負債	10,783千円
負債合計	10,783千円

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

当社は結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アリバー	205,063
有限会社あーすあい	63,188

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アリバー	330,460

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	29.46円	61.69円
1株当たり当期純利益金額	42.08円	35.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当事業年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 88,378.19円

1株当たり当期純利益金額 126,227.52円

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	当事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	60,967	109,869
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	60,967	109,869
普通株式の期中平均株式数(株)	1,449,000	3,069,362
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	A種優先株式1,445株。 新株予約権2種類(新株予約権の数290個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	A種優先株式770株。 新株予約権4種類(新株予約権の数184個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年9月30日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	216,086	350,035
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	173,400	92,400
(うちA種優先株式払込金額(千円))	(173,400)	(92,400)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	42,686	257,635
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,449,000	4,176,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. A種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式(A種優先株式)の消却

当社が発行するA種優先株式の全てについて、A種優先株主の取得請求権行使により、平成25年11月15日付で普通株式への転換が終了しております。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

A種優先株式 770株

(2) 転換により増加した普通株式数 770株

(3) 増加後の発行済普通株式数 2,162株

なお、転換とは取得請求権付種類株式である優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することを意味しております。

また、取得した全ての自己株式(A種優先株式)について、平成25年11月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。

2. 株式の分割及び単元株制度の導入

当社は平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に30分の1となりました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年11月18日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき3,000株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 6,483,838株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 6,486,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 12,000,000株

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成25年11月19日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	13,185千円
のれんの償却額	527

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は結婚関連情報提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	11.68円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	62,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	62,267
普通株式の期中平均株式数(株)	5,331,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,083	4,288	—	13,371	2,776	1,891	10,594
工具、器具及び備品	2,268	1,255	—	3,524	1,821	765	1,702
有形固定資産計	11,351	5,544	—	16,895	4,598	2,657	12,297
無形固定資産							
のれん	—	10,556	—	10,556	351	351	10,205
ソフトウェア	100,064	58,455	707	157,813	50,433	29,782	107,379
ソフトウェア仮勘定	12,237	44,873	49,684	7,426	—	—	7,426
無形固定資産計	112,302	113,886	50,391	175,796	50,785	30,134	125,011

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	「みんなのウェディング相談デスク」開設に伴う諸設備	4,288千円
工具、器具及び備品	複合機、パソコンなど	1,255千円
のれん	吸収分割による事業承継	10,556千円
ソフトウェア	ウェブサイト開発など	58,455千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替え	49,684千円
-----------	-------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	815	2,875	815	—	2,875
ポイント引当金	1,874	3,784	1,874	—	3,784

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	—
預金	
普通預金	196,265
定期預金	20,000
合計	216,265

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社アリバー	33,454
株式会社八芳園	5,512
バリューマネジメント株式会社	4,771
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ	3,454
株式会社Brillia	3,098
その他	81,471
合計	131,763

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
70,727	1,054,079	993,043	131,763	88.3	35.1

（注） 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額（千円）
販促品	315
商品券	235
その他	15
合計	565

④ 敷金及び保証金

区分	金額（千円）
本社事務所	19,934
その他	8,166
合計	28,100

⑤ 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ブロードバンドタワー	2,902
株式会社コムスクエア	2,131
株式会社O R S O	1,790
株式会社C B T カプトブレントラスト	105
合計	6,929

⑥ 未払金

相手先	金額（千円）
役員及び従業員等	38,339
株式会社ベネッセコーポレーション	5,225
株式会社メディア・ゲート・ジャパン	2,688
有限責任監査法人トーマツ	2,068
株式会社セプテーニ	2,053
株式会社マクロミル	1,751
その他	16,921
合計	69,048

⑦ 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	45,888
事業税	14,414
住民税	9,238
合計	69,541

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）1
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告を掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.mwed.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年12月18日	—	—	—	Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	404	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成24年12月18日	—	—	—	Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	114	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成24年12月18日	—	—	—	コアピーブル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 本間 真彦	東京都港区赤坂一丁目3番18号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	67	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成25年1月15日	Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Y J 1号投資事業組合 業務執行組合員 Y J キャピタル株式会社 代表取締役 大矢 俊樹	東京都港区赤坂九丁目7番1号	—	185	148,000,000 (800,000) (注) 4	所有者の事情による
平成25年1月15日	コアピーブル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 本間 真彦	東京都港区赤坂一丁目3番18号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	Y J 1号投資事業組合 業務執行組合員 Y J キャピタル株式会社 代表取締役 大矢 俊樹	東京都港区赤坂九丁目7番1号	—	37	29,600,000 (800,000) (注) 4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年 1月18日	Globis Fund Ⅲ, L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	穂田 誉輝	東京都港区	—	219	175,200,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 1月18日	Globis Fund Ⅲ(B), L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	穂田 誉輝	東京都港区	—	114	91,200,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 2月1日	コアピープル 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 本間 真彦	東京都港区 赤坂一丁目 3番18号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	飯尾 慶介	千葉県船橋 市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役) (大株主上位 10名)	30	24,000,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 4月10日	—	—	—	Globis Fund Ⅲ, L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	62	—	A種優先 株式の普 通株式へ の転換 (取得請 求権の行 使)
平成25年 4月10日	—	—	—	Globis Fund Ⅲ(B), L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	18	—	A種優先 株式の普 通株式へ の転換 (取得請 求権の行 使)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年 4月11日	—	—	—	コアピープル 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 本間 真彦	東京都港区 赤坂一丁目 3番18号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	10	—	A種優先 株式の普 通株式へ の転換 (取得請 求権の行 使)
平成25年 4月25日	Globis Fund III, L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	飯尾 慶介	千葉県船橋 市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役) (大株主上位 10名)	62	49,600,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 4月25日	Globis Fund III (B), L. P. 常任代理人 東西総合法律 事務所 弁護士 立石 則文	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	飯尾 慶介	千葉県船橋 市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役) (大株主上位 10名)	18	14,400,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 4月25日	コアピープル 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 本間 真彦	東京都港区 赤坂一丁目 3番18号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	飯尾 慶介	千葉県船橋 市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役) (大株主上位 10名)	10	8,000,000 (800,000) (注) 4	所有者の 事情によ る
平成25年 7月31日	—	—	—	飯尾 慶介	千葉県船橋 市	特別利害関係 者等 (当社代表取 締役) (大株主上位 10名)	100	10,000,000 (100,000) (注) 6	第1回新 株予約権 の行使
平成25年 7月31日	—	—	—	中村 義之	東京都中央 区	特別利害関係 者等 (当社取締 役)	50	5,000,000 (100,000) (注) 6	第1回新 株予約権 の行使
平成25年 7月31日	—	—	—	小暮 政直	東京都台東 区	特別利害関係 者等 (当社取締 役) (注) 7	50	5,000,000 (100,000) (注) 6	第1回新 株予約権 の行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年7月31日	—	—	—	佐々木 聡晃	東京都足立区	特別利害関係者等 (当社取締役)	11	1,320,000 (120,000) (注) 6	第2回新株予約権の行使
平成25年11月15日	—	—	—	Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	149	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成25年11月15日	—	—	—	コアピープル投資事業有限責任組合 無限責任組合員 本間 真彦	東京都港区赤坂一丁目3番18号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	88	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成25年11月15日	—	—	—	Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西総合法律事務所 弁護士 立石 則文	P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	533	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成23年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格の算定方式は次のとおりです。

ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定致しました。

5. 当社は、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

7. 小暮政直は、平成25年7月31日に当社取締役を退任しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成25年2月15日	平成25年5月16日	平成25年9月26日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 89株 (注) 6	普通株式 21株 (注) 7	普通株式 43株
発行価格	300,000円 (注) 3	300,000円 (注) 3	900,000円 (注) 3
資本組入額	150,000円	150,000円	450,000円
発行価額の総額	26,700,000円	6,300,000円	38,700,000円
資本組入額の総額	13,350,000円	3,150,000円	19,350,000円
発行方法	平成24年12月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年12月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成25年9月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則並びにその期間は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき300,000円	1株につき300,000円	1株につき900,000円
行使期間	平成27年12月26日から 平成34年12月25日まで	平成27年12月26日から 平成34年12月25日まで	平成27年9月26日から 平成35年9月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 平成25年11月19日付で、普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。
6. 退職等により従業員1名10株分（分割前）の権利が喪失しております。
7. 退職等により従業員1名10株分（分割前）の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

第3回新株予約権（平成25年2月14日取締役会決議）

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
佐々木 聡晃	東京都足立区	会社役員	39	11,700,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
飯尾 慶介	千葉県船橋市	会社役員	25	7,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
新井 普之	東京都調布市	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社の従業員
佐藤 太一	東京都渋谷区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社の従業員

- (注) 1. 佐々木聡晃は、上記記載のとおり、当社取締役により特別利害関係者等でありましたが、平成25年7月31日付で第2回新株予約権の行使を行ったため大株主上位10名となりました。
2. 飯尾慶介は、上記記載のとおり、当社代表取締役により特別利害関係者等でありましたが、平成25年7月31日付で第1回新株予約権の行使を行ったため大株主上位10名となりました。
3. 新井普之は、平成25年6月27日の臨時株主総会において取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社取締役）となりました。
4. 平成25年11月19日付で、普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。
5. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

第4回新株予約権（平成25年5月15日取締役会決議）

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
中村 義之	東京都中央区	会社役員	6	1,800,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
佐々木 聡晃	東京都足立区	会社役員	5	1,500,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

- (注) 1. 中村義之は、上記記載のとおり、当社取締役により特別利害関係者等でありましたが、平成25年7月31日付で第1回新株予約権の行使を行ったため大株主上位10名となりました。
2. 佐々木聡晃は、上記記載のとおり、当社取締役により特別利害関係者等でありましたが、平成25年7月31日付で第2回新株予約権の行使を行ったため大株主上位10名となりました。
3. 平成25年11月19日付で、普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。
4. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

第5回新株予約権（平成25年9月25日取締役会決議）

取得者の氏名又は名称等	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
新井 普之	東京都調布市	会社役員	43	38,700,000 (900,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

- (注) 平成25年11月19日付で、普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
Globis Fund III, L.P. (注) 1	P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	1,599,000	22.82
株式会社ディー・エヌ・エー (注) 1	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	1,149,000	16.40
飯尾 慶介 (注) 1、2	千葉県船橋市	1,035,000 (75,000)	14.77 (1.07)
穂田 誉輝 (注) 1	東京都港区	999,000	14.26
Y J 1号投資事業組合 (注) 1	東京都港区赤坂九丁目7番1号	666,000	9.50
Globis Fund III (B), L.P. (注) 1	P0 Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	447,000	6.38
コアピープル投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区赤坂二丁目23番1号	264,000	3.77
中村 義之 (注) 1、3	東京都中央区	168,000 (18,000)	2.40 (0.26)
佐々木 聡晃 (注) 1、3	東京都足立区	165,000 (132,000)	2.35 (1.88)
新井 普之 (注) 3	東京都調布市	159,000 (159,000)	2.27 (2.27)
小暮 政直 (注) 1、4	東京都台東区	150,000	2.14
新井 誠史 (注) 1、4	埼玉県上尾市	33,000	0.47
川田 位江 (注) 4	東京都渋谷区	33,000 (15,000)	0.47 (0.21)
小川 隆之 (注) 4	埼玉県八潮市	33,000 (33,000)	0.47 (0.47)
木村 計 (注) 4	東京都大田区	18,000 (18,000)	0.26 (0.26)
内藤 馨子 (注) 4	東京都目黒区	15,000	0.21
樋爪 亜紗子 (注) 4	東京都練馬区	15,000 (12,000)	0.21 (0.17)
七井 幸子 (注) 4	東京都港区	15,000 (15,000)	0.21 (0.21)
伊藤 圭子 (注) 4	東京都調布市	15,000 (15,000)	0.21 (0.21)
児嶋 千佳 (注) 4	神奈川県川崎市中原区	15,000 (15,000)	0.21 (0.21)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
佐藤 太一（注） 4	東京都渋谷区	15, 000 (15, 000)	0. 21 (0. 21)
計	—	7, 008, 000 (522, 000)	100. 00 (7. 45)

（注） 1． 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2． 特別利害関係者等（当社代表取締役）

3． 特別利害関係者等（当社取締役）

4． 当社従業員

5． 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

6． （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成26年2月5日

株式会社 みんなのウェディング
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みんなのウェディングの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みんなのウェディングの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成26年2月5日

株式会社 みんなのウェディング
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みんなのウェディングの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みんなのウェディングの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日付で株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

平成26年2月5日

株式会社 みんなのウェディング
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡島 國和	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みんなのウェディングの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第4期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みんなのウェディングの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

